

兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第14号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	2

公布された法令のあらまし

●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第39号）

平成21年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌並びに職制について所要の整備を行うこととした。

1 本庁の局、課及び室の組織改正

(1) 企画県民部

- ア 消費生活室を健康福祉部へ移管し、消費生活課に再編する。
- イ 産業保安課を産業労働部へ移管する。
- ウ 男女青少年課を青少年課に再編する。

(2) 健康福祉部

- ア 生活消費局を設置し、企画少子局をこども局に再編する。
- イ 社会福祉局に総務課、社会援護課、福祉法人課、高齢社会課、人権推進課及び医療保険課を設置する。
- ウ こども局に少子対策課及び児童課を設置する。
- エ 生活消費局に消費生活課及び生活衛生課を設置する。
- オ 疾病対策課を疾病対策室に再編する。

(3) 産業労働部

- ア 産業政策局及びしごと局を政策労働局及び産業振興局に再編する。
- イ 政策労働局に総務課、科学振興課、しごと支援課、労政福祉課及び能力開発課を設置する。
- ウ 産業振興局に経営商業課、工業振興課、新産業立地課及び産業保安課を設置する。

(4) 県土整備部

- 公営住宅課を公営住宅課及び住宅管理課に再編する。

2 附属機関

- (1) 統計委員会を設置する。
- (2) 行財政構造改革審議会を設置する。
- (3) 県民生活審議会及び生涯学習審議会を県民生活審議会に再編する。
- (4) 障害者施策審議会、障害者介護給付費等不服審査会及び精神保健福祉審議会を障害福祉審議会に再編する。
- (5) 農林水産政策審議会及び卸売市場審議会を農林水産政策審議会に再編する。
- (6) 環境審議会及び産業廃棄物審議会を環境審議会に再編する。
- (7) 景観形成審議会、広告物審議会及び緑豊かな環境形成審議会を景観審議会に再編する。
- (8) 開発審査会及び宅地保全審議会を開発審査会に再編する。

3 地方機関の組織改正

(1) 県民局

- ア 県民局の部を廃止し、総務室、県民室、県税事務所、健康福祉事務所、農林水産振興事務所及び土木事務所を県民局に設置する。
- イ 神戸県民局にハーバーランド庁舎経営室を設置する。
- ウ 阪神南県民局に尼崎港管理事務所を、中播磨県民局に姫路港管理事務所を、但馬県民局に但馬長寿の郷及び但馬空港管理事務所を設置する。
- エ 神戸生活創造センター及び東播磨生活創造センターの指定管理者制度の導入に伴い組織を廃止する。

オ 農林振興事務所又は農林水産振興事務所に、地域農業改良普及センター又は土地改良事務所を設置する。

カ 西宮土木事務所21世紀の森整備室を尼崎港管理事務所に移管し、尼崎港管理事務所尼崎21世紀プロジェクト推進室に再編する。

キ 姫路土木事務所鉄道高架対策室を姫路土木事務所姫路駅周辺整備室に再編する。

(2) 県立大学

ア 県立大学に設置された大学院の研究科に緑環境景観マネジメント研究科を設置する。

イ 県立大学に教育開発センターを設置する。

ウ 県立大学事務局播磨科学公園都市キャンパスを播磨光都キャンパスに再編する。

エ 県立大学事務局に淡路キャンパス事務局を設置する。

(3) 県立健康生活科学研究所

ア 県立生活科学総合センター及び県立健康環境科学研究センターを再編し、県立健康生活科学研究所を設置する。

イ 県立健康生活科学研究所に健康科学研究センター及び生活科学総合センターを置く。

(4) 県立農林水産技術総合センター

ア 企画調整・産学官連携部及び普及部を企画調整・経営支援部に再編する。

イ 生物工学部、農業技術センター作物・経営機械部、園芸部及び病害虫防除部を農業技術センター農産園芸部及び環境・病害虫部に再編する。

ウ 食品流通加工部及び北部農業技術センター農業部を北部農業技術センター農業・加工流通部に再編する。

エ 森林林業技術センター資源部及び普及部を森林林業技術センター資源部に再編する。

オ 水産技術センター資源部及び普及部を水産技術センター資源部に再編する。

(5) 六甲治山事務所を神戸県民局神戸農林水産振興事務所に移管する。

(6) 但馬高原林道建設事務所を廃止する。

4 職制の改正

(1) 本庁の組織に政策参事、ものづくり教育参事、住宅参事、医監、こども安全官、食品安全官、家畜安全官及び研究参事の職を置く。

(2) 神戸生活創造センター及び東播磨生活創造センターの組織の廃止に伴い、それぞれに置く職を廃止する。

(3) 分室長を廃止する。

(4) 医務課に監察医務官の職を置く。

(5) 緑環境景観マネジメント研究科長を県立大学に置く。

(6) 臨時の内部組織として、生活消費局を平成24年3月31日まで設置する。

(7) その他職制の改正等所要の整備を行う。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第39号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条の4」を「第20条の3」に、「第65条の6」を「第65条の7」に、「県立生活科学総合センター（第72条の4―第72条の7）」を「削除」に、「第87条の24」を「第87条の25」に、「県立健康環境科学研究センター」を「県立健康生活科学研究所」に、「第128条の3」を「第128条の4」に、「第231条の15」を

「第47節から第51節まで 削除

「第231条の11」に、
第52節 六甲治山事務所（第248条―第250条）
第53節 但馬高原林道建設事務所（第251条―第253条）
第54節から第65節まで 削除
を「第47節から第65節まで
削除」に改める。

第5条の2の表県民文化局の款県民生活課の項中「生涯学習研究係」を「生涯学習係」に改め、同款消費生活課の項を削り、同款地域協働課の項中「参画協働システム係」を「参画協働係」に改め、同款男女青少年課の項中「男女青少年課」を「青少年課」に改め、同款交通安全室の項中「県民運動係」を削り、同表企画財政局の款新行政課の項中「調整係」を削り、同表防災企画局の款防災企画課の項中「防災事業係」を「防災事業係 15周年事業係」に改め、同款産業保安課の項を削り、同表災害対策局の款消防課の項中「安全・指導係」を「指導係」に改める。

第5条の6中第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

(2) 財団法人淡路島くうみ協会に関する事。

第5条の7に次の1号を加える。

(7) 統計委員会に関する事。

第5条の8第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 県立嬉野台生涯教育センターに関する事。

(9) 財団法人兵庫県生きがい創造協会に関する事。

第5条の8中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 県民生活審議会（消費生活課の所掌に属するものを除く。）に関する事。

第5条の9を削り、第5条の10を第5条の9とする。

第5条の11の見出しを「（青少年課の事務）」に改め、同条中「男女青少年課」を「青少年課」に改め、同条第12号中「財団法人兵庫県青少年本部」を「公益財団法人兵庫県青少年本部」に改め、同条を第5条の10とし、第5条の12を第5条の11とし、第5条の13を第5条の12とする。

第9条第1号中「県税及び県税に」を「県税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）及び県税に」に改め、同条第6号中「地方道路譲与税」を「地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税」に改める。

第10条第12号中「地方道路譲与税法」を「地方揮発油譲与税法」に改め、同条中第28号を削り、第29号を第28号とし、第30号から第39号までを1号ずつ繰り上げ、第40号を削り、第41号を第39号とする。

第17条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同条を同条第4号とする。

第18条第5号中「第20条の4」を「第20条の3」に改める。

第20条の2を削り、第2章第1節第9款中第20条の3を第20条の2とする。

第20条の4第3号中「石油コンビナート等災害防止法」の右に「（昭和50年法律第84号）」加え、同条を第20条の3とする。

第2章第2節を次のように改める。

第2節 健康福祉部

第1款 内部組織

第21条 健康福祉部に、次の表に掲げる局、課及び室を置き、課及び室に係及び担当を配置する。

局名	課名等	係名
社会福祉局	総務課	総務係 経理第1係 経理第2係 企画調整係 企画統計係 補助金第1係 補助金第2係
	社会援護課	福祉企画係 生活保護係 医療係 恩給係 援護係
	福祉法人課	法人・監査指導係 福祉人材育成係
	高齢社会課	企画調整係 計画係 高年保健福祉係 養成・審査係 介護 事業者係 高年施設係
	人権推進課	啓発係
	医療保険課	医療福祉係 指導係 医療係
障害福祉局	障害福祉課	障害政策係 身体障害者支援係 知的・発達障害者支援係 精神医療係 精神福祉係
	障害者支援課	ユニバーサル係 就労支援係 障害施設係

こども局	少子対策課	少子政策係 少子計画係 子育て支援係 普及推進係
	児童課	児童政策係 児童福祉係 児童施設係 保育係 こども園係 家庭福祉係
生活消費局	消費生活課	消費政策係 消費生活係
	生活衛生課	衛生指導係 水道係 乳肉衛生係 動物衛生係 食品衛生係
健康局	医務課	企画調整係 医療政策係 公立病院改革係 計画係 医務係 看護指導係
	疾病対策室	企画調整係 感染症係 新型インフルエンザ対策係 難病係
	健康増進課	健康政策係 生活習慣病予防対策係 食と栄養係 保健指導係
	薬務課	薬事調整係 流通指導係 製造指導係 薬物対策係

第2款 社会福祉局

(総務課の事務)

第22条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 健康福祉部の行政に係る文書及び部長印の管守に関すること。
- (2) 健康福祉部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関すること。
- (3) 健康福祉部の職員の任免に関すること（法令（この規則を除く。）に基づく職に関するものに限る。）。
- (4) 健康福祉部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関すること。
- (5) 健康福祉部の予算、決算及び会計に関すること。
- (6) 健康福祉部の行政の企画及び総合調整に関すること。
- (7) 健康福祉部の行政に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (8) 健康福祉部の行政に係る事務の能率化に関すること。
- (9) 健康福祉部の行政に係る広報及び広聴の推進及び連絡調整に関すること。
- (10) 健康福祉部の行政事務及び行政組織の合理化に関すること。
- (11) 保健所及び県立健康生活科学研究所（他課室の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (12) 人口動態統計、保健統計及び社会福祉統計に関すること。
- (13) 補助金、負担金及び交付金に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、健康福祉部の事務のうち、この節に定めのないものに関すること。

(社会援護課の事務)

第23条 社会援護課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域福祉に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 民生委員法（昭和23年法律第198号）の施行に関すること。
- (4) 社会保障制度に係る調整に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 地域住民の協働による社会福祉活動の振興に関すること。
- (6) 民間社会福祉事業の振興に関すること。
- (7) 生活福祉資金に関すること。
- (8) 介護福祉士等修学資金に関すること。
- (9) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の施行に関すること。
- (10) 災害援護基金に関すること（居住安定確保事業の資金に充てるための基金の積立て及び処分に関するものを除く。）。
- (11) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行に関すること。
- (12) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (13) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の施行に関すること。

- (14) 旧軍人軍属及びその遺族の恩給に関する事。
- (15) 旧軍人軍属の叙位及び勲章に関する事。
- (16) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）の施行に関する事。
- (17) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の施行に関する事。
- (18) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）の施行に関する事。
- (19) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の施行に関する事。
- (20) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）の施行に関する事。
- (21) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）の施行に関する事。
- (22) 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）の施行に関する事。
- (23) 未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号）の施行に関する事。
- (24) 引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）の施行に関する事。
- (25) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）の施行に関する事。
- (26) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の施行に関する事。
- (27) 旧軍人軍属の未帰還者及び未引揚邦人の調査に関する事。
- (28) 旧軍人軍属の死没者の公報、遺骨及び遺留品に関する事。
- (29) 引揚者の援護に関する事。
- (30) 遺族及び留守家族の援護に関する事。
- (31) 戦没者の身分調査に関する事。
- (32) 社会福祉審議会に関する事。
- (33) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉、生活保護及び旧軍人軍属の援護に関する事。

（福祉法人課の事務）

第24条 福祉法人課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 社会福祉施設の監査に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 介護サービス事業者等の指導及び監査に関する事。
- (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）の施行に関する事。
- (4) 社会福祉研修所、兵庫県福祉センター（視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、県立総合リハビリテーションセンター（他課室の所掌に属するものを除く。）及び県立西播磨総合リハビリテーションセンターに関する事。
- (5) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会及び社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉法人等に関する事。

（高齢社会課の事務）

第25条 高齢社会課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高齢化に関する総合的施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 高齢者の保健福祉に関する施策の企画及び推進に関する事。
- (3) 介護保険に関する施策の企画及び推進に関する事。
- (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関する事（福祉法人課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 高齢者虐待防止法（平成17年法律第124号）の施行に関する事。
- (7) 老人クラブに関する事。
- (8) 介護保険財政安定化基金に関する事。
- (9) 地域リハビリテーションシステムの構築に関する事。
- (10) 県立但馬長寿の郷に関する事。
- (11) 介護保険審査会に関する事。
- (12) 軽費老人ホームに関する事。
- (13) 介護保険施設等の整備に関する事。
- (14) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）の施行に関する事。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、介護保険及び高齢者の保健福祉に関する事。

（人権推進課の事務）

第26条 人権推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人権に関する総合的施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 人権啓発事業に関すること。
- (3) 県立のじぎく会館に関すること。
- (4) 財団法人兵庫県人権啓発協会に関すること。

(医療保険課の事務)

第27条 医療保険課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国民健康保険の趣旨の普及に関すること。
- (2) 国民健康保険の保険者の指導及び監督に関すること。
- (3) 保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師の指導監督に関すること（国民健康保険に関するものに限る。）。
- (4) 国民健康保険の保険者に対する国庫負担金、国庫補助金及び調整交付金等の交付に関すること。
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 後期高齢者医療財政安定化基金に関すること。
- (7) 老人、乳幼児等、重度障害者及び重度障害児の医療費の公費負担に関すること。
- (8) 母子家庭等医療費給付事業に関すること。
- (9) 国民健康保険審査会に関すること。
- (10) 後期高齢者医療審査会に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、医療保険制度に関すること。

第3款 障害福祉局

(障害福祉課の事務)

第28条 障害福祉課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 障害者の保健福祉に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関すること（身体に障害がある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育の指導並びに結核児童の療育の給付に関するものに限る。）。
- (7) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の施行に関すること（障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関するものに限る。）。
- (9) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の施行に関すること。
- (12) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (13) アルコール慢性中毒者（精神障害者を除く。）の保健指導に関すること。
- (14) 県立身体障害者更生相談所、県立知的障害者更生相談所、県立精神保健福祉センター及び兵庫県こころのケアセンターに関すること。
- (15) 障害福祉審議会に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、障害者の保健福祉に関すること（障害者支援課の所掌に属するものを除く。）。

(障害者支援課の事務)

第29条 障害者支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) ユニバーサル社会に関する総合的施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりに関する総合的施策の企画及び調整に関すること。
- (3) ユニバーサル社会に係る普及啓発に関すること。
- (4) 障害者の社会参加に係る企画及び推進に関すること。

- (5) 障害者基本法の施行に関する事（障害者の社会参加の推進に関するものに限る。第7号、第8号及び第10号において同じ。）。
- (6) 障害者自立支援法の施行に関する事（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び施設入所支援並びに障害者の社会参加の推進に関するものに限る。）。
- (7) 身体障害者福祉法の施行に関する事。
- (8) 知的障害者福祉法の施行に関する事。
- (9) 児童福祉法の施行に関する事（障害児施設及び障害者の社会参加の推進に関するものに限る。）。
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事。
- (11) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）の施行に関する事。
- (12) 県立総合リハビリテーションセンター（職業能力開発施設に限る。）、県立障害者スポーツ交流館、県立福祉のまちづくり研究所、兵庫県福祉センター（視聴覚障害者情報提供施設に限る。）及び県立聴覚障害者情報センターに関する事。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、障害者の社会参加の推進に関する事。

第4款 こども局

（少子対策課の事務）

第30条 少子対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 少子対策に関する総合的企画及び調整に関する事。
- (2) 少子対策に係る計画に関する事。
- (3) 少子対策及び子育て支援に関する施策の企画及び推進に関する事。
- (4) 職業生活と家庭生活との両立の支援及び推進に関する事（保育施設及び相互援助事業に関するものに限る。）。
- (5) 県立こどもの館^{やかた}に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、少子政策に関する事。

（児童課の事務）

第31条 児童課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 児童及び家庭の福祉に関する施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 児童福祉法の施行に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関する事。
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事。
- (5) 売春防止法（昭和31年法律第118号）による要保護女子の保護更生に関する事。
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関する事。
- (7) 児童文化に関する事。
- (8) 幼児教育事業に関する事。
- (9) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事。
- (10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の施行に関する事。
- (11) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事（障害福祉課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (13) 児童相談所、県立清水が丘学園、県立明石学園及び県立女性家庭センターに関する事。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、児童及び家庭の福祉に関する事。

第5款 生活消費局

（消費生活課の事務）

第32条 消費生活課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 消費者の利益の擁護及び増進並びに科学的な生活の推進（以下「消費生活の推進等」という。）に関する総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 消費生活の推進等に関する行政の総合調整に関する事。
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の施行に関する事。
- (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行に関する事。
- (5) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）の施行に関する事。
- (6) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の施行に関する事。

- (7) 物価問題に関すること。
- (8) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 県立健康生活科学研究所生活科学総合センター及び県立生活科学センターに関すること。
- (11) 県民生活審議会に関すること（消費者の利益の擁護及び増進、消費者苦情の処理等に係る調査審議、調停等に関するものに限る。）。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、科学的生活の推進等に関すること。

（生活衛生課の事務）

第33条 生活衛生課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 興行場法（昭和23年法律第137号）の施行に関すること。
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関すること。
- (3) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の施行に関すること。
- (4) 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）の施行に関すること。
- (5) 物価統制令（昭和21年勅令第118号）による入浴料金に関すること。
- (6) 理容師法（昭和22年法律第234号）の施行に関すること。
- (7) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の施行に関すること。
- (8) 美容師法（昭和32年法律第163号）の施行に関すること。
- (9) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）の施行に関すること。
- (10) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の施行に関すること。
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の施行に関すること。
- (12) 鼠族、昆虫等の駆除に関すること。
- (13) 胞衣及び産汚物に関すること。
- (14) 水道法（昭和32年法律第177号）の施行に関すること。
- (15) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成6年法律第8号）の施行に関すること。
- (16) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関すること。
- (17) 調理師法（昭和33年法律第147号）の施行に関すること。
- (18) 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）の施行に関すること。
- (19) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）の施行に関すること。
- (20) と畜場法（昭和28年法律第114号）の施行に関すること。
- (21) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）の施行に関すること。
- (22) 食の安全安心に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (23) 魚介類行商の取締りに関すること。
- (24) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の施行に関すること。
- (25) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関すること（動物愛護週間に関するものを除く。）。
- (26) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (27) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の施行に関すること。
- (28) 食肉衛生検査センター及び動物愛護センターに関すること。
- (29) 生活衛生適正化審議会及び食の安全安心と食育審議会（他課室の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (30) 前各号に掲げるもののほか、生活衛生に関すること。

第6款 健康局

（医務課の事務）

第34条 医務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関すること。
- (3) 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の施行に関すること。
- (4) 臓器バンク事業に関すること。

- (5) 休日及び夜間の急患医療並びにへき地医療に関すること。
- (6) 医師法（昭和23年法律第201号）の施行に関すること。
- (7) 歯科医師法（昭和23年法律第202号）の施行に関すること。
- (8) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）の施行に関すること。
- (9) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の施行に関すること。
- (10) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）の施行に関すること。
- (11) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）の施行に関すること。
- (12) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の施行に関すること。
- (13) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の施行に関すること。
- (14) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の施行に関すること。
- (15) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）の施行に関すること。
- (16) 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の施行に関すること。
- (17) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の施行に関すること。
- (18) 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の施行に関すること。
- (19) 看護師等の確保及び養成に関すること。
- (20) 災害救助法の施行に関すること（医療救護及び救急医療に関するものに限る。）。
- (21) 災害救急医療情報指令センター等の災害救急医療体制の整備に関すること。
- (22) 県立総合衛生学院に関すること。
- (23) 医療審議会及び准看護師試験委員に関すること。
- (24) 前各号に掲げるもののほか、医療に関すること（疾病対策室の所掌に属するものを除く。）。

（疾病対策室の事務）

第35条 疾病対策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 生活習慣病の医療並びにその他の疾患の医療及び予防に関すること。
- (2) がん対策に関すること。
- (3) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）の施行に関すること（救済給付の認定申請に関することに限る。）。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること。
- (5) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）の施行に関すること。
- (6) 予防接種法（昭和23年法律第68号）の施行に関すること。
- (7) 環境影響による健康障害に係る保健指導に関すること。
- (8) 特定疾患等難病に関すること。
- (9) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関すること。
- (10) 原子爆弾被爆者の援護のための相談に関すること。
- (11) 感染症診査協議会に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、疾病対策に関すること。

（健康増進課の事務）

第36条 健康増進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 健康に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 健康ひょうご21大作戦に関する総合的施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 生活習慣病の予防に関すること（疾病対策室の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 県民の健康管理に関すること。
- (5) 健康教育活動に関すること。
- (6) 健康増進の指導に関すること。
- (7) 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関すること。
- (8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関すること。
- (9) 母体保護法（昭和23年法律第156号）の施行に関すること。
- (10) 食育基本法（平成17年法律第63号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 栄養士法（昭和22年法律第245号）の施行に関すること。
- (12) 家族計画に関すること。

- (13) 保健情報に関すること。
- (14) 歯科保健に関すること。
- (15) 心身障害の発生予防に関すること。
- (16) 公共医療事業に関すること。
- (17) 財団法人兵庫県健康財団に関すること。
- (18) 健康対策協議会及び食の安全安心と食育審議会（食育に係るものに限る。）に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、健康に関すること。

（薬務課の事務）

第37条 薬務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関すること（畜産課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 薬剤師法（昭和35年法律第146号）の施行に関すること。
- (3) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の施行に関すること。
- (4) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）の施行に関すること。
- (5) 血液対策に関すること。
- (6) 温泉法（昭和23年法律第125号）の施行に関すること。
- (7) 薬事工業生産動態調査に関すること。
- (8) 薬物による中毒防止に関すること。
- (9) 医薬品その他衛生物資の供給に関すること。
- (10) 衛生物資の価格及び需給の安定に関すること。
- (11) 衛生物資に係る国民生活安定緊急措置法の施行に関すること。
- (12) 衛生物資に係る生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関すること。
- (13) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）の施行に関すること。
- (14) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の施行に関すること。
- (15) あへん法（昭和29年法律第71号）の施行に関すること。
- (16) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）の施行に関すること。
- (17) 薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、薬務に関すること。

第38条の表産業政策局の款及びしごと局の款を次のように改める。

政策労働局	総務課	総務係 経理係 企画調整係 産業・雇用係 経済調査係
	科学振興課	科学政策係 研究プロジェクト係 放射光利用推進係 産学連携係
	しごと支援課	しごと企画係 雇用対策係 高齢・障害係 男女しごと支援係 緊急雇用創出係
	労政福祉課	労政企画係 労使団体係 施設係 事業係
	能力開発課	計画調整係 公共訓練係 技能振興係 大学校整備係
産業振興局	経営商業課	経営革新係 団体係 経営診断係 商業活性化係 商業施設係 金融係 信用保証係
	工業振興課	産地振興係 皮革・産業振興係 技術支援係 管理指導係
	新産業立地課	新産業創造係 IT・サービス産業振興係 立地推進係
	産業保安課	一般ガス・火薬・電気係 LP・冷凍ガス係

第2章第3節第2款の款名を次のように改める。

第2款 政策労働局

第39条（見出しを含む。）中「産業政策課」を「総務課」に改める。

第40条から第42条までを削り、第42条の2を第40条とする。

「第3款 しごと局」を削る。

第43条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(II) 緊急雇用就業機会創出事業及びふるさと雇用再生事業に関する事。

第43条を第41条とする。

第43条の2中第13号を削り、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(II) 勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）の施行に関する事。

第43条の2を第42条とし、第44条を第43条とし、同条の次に次の1款を加える。

第3款 産業振興局

（経営商業課の事務）

第44条 経営商業課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中小企業の振興に係る総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 商業に係る総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (3) 商業流通の近代化の促進に関する事。
- (4) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の施行に関する事。
- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）の施行に関する事。
- (6) 商工会法（昭和35年法律第89号）の施行に関する事。
- (7) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の施行に関する事。
- (8) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の施行に関する事。
- (9) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）の施行に関する事。
- (10) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）の施行に関する事。
- (11) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）の施行に関する事。
- (12) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）の施行に関する事。
- (13) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）の施行に関する事。
- (14) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の施行に関する事。
- (15) 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）の施行に関する事。
- (16) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の施行に関する事。
- (17) 商工物資の価格及び需給の安定に関する事。
- (18) 商工物資に係る国民生活安定緊急措置法の施行に関する事。
- (19) 商工物資に係る生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関する事。
- (20) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に関する事。
- (21) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の施行に関する事。
- (22) 中小企業の金融に関する事。
- (23) 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）の施行に関する事。
- (24) 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）の施行に関する事。
- (25) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の施行に関する事。
- (26) 商工会議所に関する事。
- (27) 財団法人ひょうご産業活性化センターに関する事。
- (28) 小売商業紛争調停委員に関する事。

（工業振興課の事務）

第44条の2 工業振興課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鉱工業に係る総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 産地・皮革産業振興に係る総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (3) 産業技術に係る総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (4) 工業用水法（昭和31年法律第146号）の施行に関する事。
- (5) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関する事（河川整備課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 採石法（昭和25年法律第291号）の施行に関する事（砂防課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 計量法（平成4年法律第51号）の施行に関する事。

- (8) 県立工業技術センターに関すること。
- (9) 財団法人西播地域地場産業振興センターに関すること。
- (10) 財団法人但馬地域地場産業振興センターに関すること。
- (11) 財団法人兵庫県科学技術振興財団に関すること。

(新産業立地課の事務)

第44条の3 新産業立地課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 産業立地に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 新産業の創造に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 産業の情報化に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (4) 情報産業の振興に関すること。
- (5) 生活産業の振興に関すること。
- (6) 産業に係る資源エネルギーの開発及び有効利用に関すること。
- (7) 工場立地法（昭和34年法律第24号）の施行に関すること。
- (8) 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の施行に関すること（総合農政課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行に関すること。
- (10) 産業立地審議会に関すること。

(産業保安課の事務)

第44条の4 産業保安課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の施行に関すること。
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の施行に関すること。
- (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること。
- (4) 武器等製造法（昭和28年法律第145号）の施行に関すること。
- (5) 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の施行に関すること。
- (6) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）の施行に関すること。
- (7) 石油コンビナート等災害防止法の施行に関すること（高圧ガスに関するものに限る。）。
- (8) ガス事業法（昭和29年法律第51号）の施行に関すること。
- (9) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和54年法律第33号）の施行に関すること。
- (10) 電気事業法（昭和39年法律第170号）の施行に関すること。
- (11) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の施行に関すること。
- (12) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の施行に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、高圧ガス、火薬類及び電気の保安に関すること。

第47条の表農政企画局の款総合農政課の項を次のように改める。

総合農政課	地産地消係 ごはんを食べよう県民運動係 研究調整係 楽農生活係 集落活性化係
-------	--

第47条の表農林水産局の款農業改良課の項中「植物防疫係 土壤機械係」を「植物防疫土壤係」に改め、同表農地整備課の項中「地域整備係」を削り、同表畜産課の項中「環境衛生係」を「衛生環境係」に改め、同表環境創造局の款環境政策課の項中「事業調整係 事業運営係」を「環境学習調整係 環境学習支援係」に改め、同表豊かな森づくり課の項中「森林保全係 森林保護係」を「森林管理係」に改める。

第48条の2第15号中「関すること」の右に「（消費流通課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第19号とし、同条中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、第12号の次に次の4号を加える。

- (13) 山村振興法（昭和40年法律第64号）の施行に関すること。
 - (14) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の施行に関すること（都市計画課の所掌に属するものを除く。）。
 - (15) 農村地域の定住化促進に関すること。
 - (16) 中山間地域等直接支払に関すること。
- 第48条の4第10号を次のように改める。
- (10) 農のゼロエミッションに関すること。

第48条の4に次の1号を加える。

(11) 農林水産政策審議会に関すること（卸売市場に関するものに限る。）。

第51条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を削り、第16号を第14号とする。

第52条中第12号及び第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号及び第16号を削り、第17号を第13号とし、第18号を第14号とし、第19号を第15号とする。

第53条中第10号を第12号とし、第3号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 肥料取締法（昭和25年法律第127号）の施行に関すること。

(4) 農業機械化の推進及び農機具改良の奨励に関すること。

第56条第4号を削る。

第56条の4第6号中「疾病対策課」を「疾病対策室」に改める。

第56条の7中第15号を削り、第16号を第15号とする。

第57条の表県土企画局の款総務課の項中「災害係」を削り、同款技術企画課の項中「土木企画係 建築企画係 美しい県土づくり係」を「業務係 企画係 技術調査係」に改め、同表まちづくり局の款都市政策課の項中「利用調整係」を削り、同款公園緑地課の項中「技術指導係」を「技術指導係 みどりの愛護のつどい係」に改め、同表住宅建築局の款公営住宅課の項中「事業調整係 管理係 財産管理係 訟務係」を「計画係」に改め、同項の次に次のように加える。

住宅管理課	管理係 財産係 訟務係
-------	-------------

第58条第2号中「、研修及び福利厚生」を「及び研修」に改め、同条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 県土整備部の職員の福利厚生に関すること（都市政策課の所掌に属するものを除く。）。

第58条中第19号を第21号とし、第16号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の2号を加える。

(16) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること（解体工事業者の登録に関することに限る。）。

(17) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の施行に関すること（建設業者に関するものに限る。）。

第58条の3第10号中「関すること」の右に「（下水道課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第11号とし、同条第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「関すること」の右に「（土木技術に関するものに限る。）」を加え、同条第7号とし、同条第5号中「及び建築」を削り、同条第6号とし、同条第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 県土整備部の行政に係る公共土木施設の災害復旧事業に関すること（技術に関するものを除く。）。

第58条の6に次の1号を加える。

(6) 市町施行道路関係国庫補助事業に関すること（地域道路室の所掌に属するものを除く。）。

第59条第4号中「関すること」の右に「（技術に関するものに限る。）」を加える。

第59条の4第1号及び第3号中「及び水路」を削る。

第63条第3号を次のように改める。

(3) 財団法人兵庫県まちづくり技術センターに関すること（下水道に関するものに限る。）。

第63条の3第20号中「、景観形成審議会、広告物審議会及び緑豊かな環境形成審議会」を「及び景観審議会」に改め、同条第23号とし、同条第15号から第19号までを3号ずつ繰り下げ、同条第18号の前に次の1号を加える。

(17) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（宅地建物取引業者に関するものに限る。）。

第63条の3中第14号を第16号とし、第6号から第13号まで2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 県土整備部まちづくり局及び住宅建築局の職員の福利厚生に関すること。

(7) 技術職員の研修に関すること（技術企画課の所掌に属するものを除く。）。

第64条第17号中「、開発審査会及び宅地保全審議会」を「及び開発審査会」に改める。

第65条第12号を削る。

第65条の2第16号を次のように改める。

(16) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第65条の2第17号中「公営住宅課」を「住宅管理課」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号の次に次の1号を加える。

(17) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関すること。

第65条の3第1号中「関すること」の右に「（住宅管理課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第5号を次のように改める。

(5) 兵庫県住宅供給公社に関すること。

第65条の3第6号及び第7号を削る。

第2章第5節中第65条の6を第65条の7とする。

第65条の5に次の1号を加える。

(4) 建築技術に係る規程又は基準に関すること。

第65条の5を第65条の6とし、第65条の4を第65条の5とし、第65条の3の次に次の1条を加える。

（住宅管理課の事務）

第65条の4 住宅管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 公営住宅法の施行に関すること（公営住宅の管理に関するものに限る。）。

(2) 住宅地区改良法の施行に関すること（県営住宅の管理に関するものに限る。）。

(3) 県営住宅及び県営住宅用地の管理保全及び処分に関すること。

(4) 住宅審議会に関すること（県営住宅に関するものに限る。）。

第67条の表会計課の項中「企画係」を「企画・システム管理係」に改め、「システム企画管理係」を削る。

第71条中「法令及び附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条の規定により設置された」を削り、同条の表中

「

<p>県民生活審議会</p>	<p>真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基本的事項並びに県民の生活創造に関する施策並びに消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）による消費者の利益の擁護及び増進に関する施策、消費者苦情の処理等に関して必要な事項の調査審議、調停等に関する事務</p>	<p>企画県民部県民文化局 県民生活課</p>
<p>生涯学習審議会</p>	<p>生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務</p>	
<p>青少年愛護審議会</p>	<p>青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による優良興行等の推奨、有害興行の指定及びその取消し、興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定、有害図書類等の指定、有害図書類等とする図書類等の内容等を定める規則の制定、図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体の指定、有害図書類の陳列方法を定める規則の制定、有害図書類の陳列方法についての改善の命令、自動販売機の設置場所に係る青少年の利用に供される施設を定める規則の制定、有害広告物の内容の変更等の命令、青少年の立入禁止の場所の指定及びその取消し、指定医薬品等の指定及び教育委員会の要請等に基づく勧告並びに有害興行の指定等の処分に対する異議申立てに関する重要事項の調査審議に関する事務</p>	<p>企画県民部県民文化局 男女青少年課</p>

」

を
「

統計委員会	統計調査条例（平成20年兵庫県条例第49号）による県統計調査の実施及び結果の利用に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部政策室統計課
行財政構造改革審議会	行財政構造改革の推進に関する条例（平成20年兵庫県条例第43号）による行財政構造改革の推進に関する事項の調査審議に関する事務	企画県民部企画財政局 新行政課
県民生活審議会	真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基本的事項並びに県民の生活創造に関する施策、生涯学習に資するための施策並びに消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）による消費者の利益の擁護及び増進に関する施策、消費者苦情の処理等に関して必要な事項の調査審議並びに同条例による調停等に関する事務	企画県民部県民文化局 県民生活課
青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部県民文化局 青少年課

に、「企画管理部管理局文書課」を「企画県民部管理局文書課」に、

「

国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に対する不服の審査に関する事務	健康福祉部企画少年局 医療保険課
後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	

を

「

社会福祉審議会	社会福祉に関する事項の調査審議に関する事務	健康福祉部社会福祉局 社会援護課
介護保険審査会	介護保険法第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	健康福祉部社会福祉局 高齢社会課

国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に対する不服の審査に関する事務	健康福祉部社会福祉局 医療保険課
後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	
障害福祉審議会	障害者基本法第9条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項の処理、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに障害者自立支援法第97条第1項に規定する市町の介護給付費等に係る処分に対する審査請求に関する事務	健康福祉部障害福祉局 障害福祉課
精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による入院者の定期の報告及び入院の届出並びに退院等の請求に関し必要な事項の審査に関する事務	県立精神保健福祉センター
生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	健康福祉部生活消費局 生活衛生課
食の安全安心と食育審議会	食の安全安心と食育に関する条例（平成18年兵庫県条例第20号）による食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	

に、「健康福祉部健康局疾病対策課」を「健康福祉部健康局疾病対策室」に、

生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	健康福祉部健康局生活衛生課
食の安全安心と食育審議会	食の安全安心と食育に関する条例（平成18年兵庫県条例第20号）による食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	
薬事審議会	薬事に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康福祉部健康局薬務課
麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置入院者の入院期間の継続及び延長の適否の審査に関する事務	

社会福祉審議会	社会福祉に関する事項の調査審議に関する事務	健康福祉部社会福祉局 社会援護課
介護保険審査会	介護保険法第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	健康福祉部社会福祉局 高齢社会課
障害者施策推進協議会	障害者基本法第9条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項の処理、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務	健康福祉部障害福祉局 障害福祉課
障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法による市町の介護給付費等に係る処分についての審査請求に関する事務	
精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議に関する事務	
精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による入院者の定期の報告及び入院の届出並びに退院等の請求に関し必要な事項の審査に関する事務	県立精神保健福祉センター
小売商業紛争調停委員	小売商業調整特別措置法第15条の規定による物品の流通秩序の適正を期するために行う紛争のあつせん又は調停に関する事務	産業労働部産業政策局 経営振興課
産業立地審議会	農村地域工業等導入促進法による基本計画及び実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項、工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号）による工業立地計画の作成その他工業立地に関する重要事項その他産業立地に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部産業政策局 新産業立地課
科学技術会議	科学技術の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部産業政策局 科学振興課
職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部しごと局能力開発課
農林水産政策審議会	農林水産業及び農山漁村の振興その他農林水産政策に関する重要事項の調査審議に関する事務	農政環境部農政企画局 総合農政課
卸売市場審議会	卸売市場法（昭和46年法律第35号）による卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議に関する事務	農政環境部農政企画局 消費流通課

を

薬事審議会	薬事に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康福祉部健康局薬務課
麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項（同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置入院者の入院期間の継続及び延長の適否の審査に関する事務	
科学技術会議	科学技術の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部政策労働局科学振興課
職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部政策労働局能力開発課
小売商業紛争調停委員	小売商業調整特別措置法第15条の規定による物品の流通秩序の適正を期するために行う紛争のあつせん又は調停に関する事務	産業労働部産業振興局経営商業課
産業立地審議会	農村地域工業等導入促進法による基本計画及び実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項、工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号）による工業立地計画の作成その他工業立地に関する重要事項その他産業立地に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部産業振興局新産業立地課
農林水産政策審議会	農林水産業及び農山漁村の振興その他農林水産政策に関する重要事項の調査審議に関する事務	農政環境部農政企画局総合農政課

に改め、同表産業廃棄物審議会の項を削り、同表中

景観形成審議会	景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）による景観の形成等に関する重要事項の調査審議に関する事務及び風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）による風致地区内の建築等に関する重要事項の調査審議に関する事務
広告物審議会	屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による広告物等の規制、広告景観モデル地区の指定その他屋外広告物に関する重要事項の調査審議に関する事務
緑豊かな環境形成審議会	緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）による緑豊かな地域環境の形成に関する重要事項の調査審議に関する事務

を

景観審議会	風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）による風致地区内の建築等に関する重要事項、景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）による景観の形成等に関する重要事項、屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による広告物等の規
-------	---

	制、広告景観モデル地区の指定その他屋外広告物に関する重要事項及び緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）による緑豊かな地域環境の形成に関する重要事項の調査審議に関する事務	
--	---	--

に、

「

開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査に関する事務	
宅地保全審議会	宅地造成等規制法及び災害危険区域に関する条例（昭和46年兵庫県条例第62号）の運用及び宅地に関する災害の防止に関する重要事項の調査審議に関する事務	

を

「

開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査並びに宅地造成等規制法及び災害危険区域に関する条例（昭和46年兵庫県条例第62号）の運用並びに宅地に関する災害の防止に関する重要事項の調査審議に関する事務	
-------	--	--

に改める。

第4章第1節の2を次のように改める。

第1節の2 削除

第72条の4から第72条の7まで 削除

第72条の12中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 神戸ハーバーランド庁舎に関すること。

第4章第1節の5を次のように改める。

第1節の5 県民局

第1款 名称、位置、所管区域及び所掌事務

(名称、位置及び所管区域)

第73条 県民局設置条例（平成12年兵庫県条例第5号）第1条の規定により設置された県民局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
神戸県民局	神戸市	神戸市
阪神南県民局	尼崎市	尼崎市 西宮市 芦屋市
阪神北県民局	宝塚市	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡
東播磨県民局	加古川市	明石市 加古川市 高砂市 加古郡
北播磨県民局	加東市	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡
中播磨県民局	姫路市	姫路市 神崎郡
西播磨県民局	赤穂郡上郡町	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡

但馬県民局	豊岡市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
丹波県民局	丹波市	篠山市 丹波市
淡路県民局	洲本市	洲本市 南あわじ市 淡路市

2 第75条第3項及び第4項に規定する事務所が所掌する事務については、当該事務所の所管区域は、前項の規定にかかわらず、当該事務所が属する県民局の所管区域とする。

(所掌事務)

第74条 県民局においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域における施策の企画、総合調整及び総合的推進に関すること。
- (2) 地域における事業の総合調整及び進行管理に関すること。
- (3) 地域における税収確保対策の総合的推進に関すること。
- (4) 地域における防災対策及び国民保護措置の推進並びに連絡調整に関すること。
- (5) 地域における県民の生活文化の向上に関すること。
- (6) 地域における健康福祉に関すること。
- (7) 地域における環境の保全と創造に関すること。
- (8) 地域における商業、鉱工業及び労働に関すること。
- (9) 地域における農業、林業及び水産業に関すること。
- (10) 地域における道路、河川、港湾その他土木に関すること。
- (11) 地域におけるまちづくりの総合調整及び推進に関すること。

第2款 内部組織

(内部組織)

第75条 県民局に、総務室及び県民室を置く。

- 2 神戸県民局に、ハーバーランド庁舎経営室を置く。
- 3 次の表の左欄に掲げる県民局に、それぞれ同表の右欄に掲げる事務所を置く。

県民局	事務所名
神戸県民局	神戸県税事務所 神戸農林水産振興事務所 神戸土木事務所
阪神南県民局	西宮県税事務所 芦屋健康福祉事務所 西宮土木事務所
阪神北県民局	伊丹県税事務所 宝塚健康福祉事務所 阪神農林振興事務所 宝塚土木事務所
東播磨県民局	加古川県税事務所 加古川健康福祉事務所 加古川農林水産振興事務所 加古川土木事務所
北播磨県民局	加東県税事務所 加東健康福祉事務所 加東農林振興事務所 加東土木事務所
中播磨県民局	姫路県税事務所 中播磨健康福祉事務所 姫路農林水産振興事務所 姫路土木事務所
西播磨県民局	龍野県税事務所 龍野健康福祉事務所 光都農林水産振興事務所 光都土木事務所
但馬県民局	豊岡県税事務所 豊岡健康福祉事務所 豊岡農林水産振興事務所 豊岡土木事務所
丹波県民局	丹波県税事務所 丹波健康福祉事務所 丹波農林振興事務所 丹波土木事務所
淡路県民局	洲本県税事務所 洲本健康福祉事務所 洲本農林水産振興事務所 洲本土木事務所

4 前項に規定する事務所のほか、地域における事務又は特定の事務を担当させるため、次の表の左欄に掲げる県民局に、それぞれ同表の右欄に掲げる事務所を置く。

県民局	事務所名
神戸県民局	西神戸県税事務所

阪神南県民局	尼崎港管理事務所
阪神北県民局	伊丹健康福祉事務所
東播磨県民局	明石健康福祉事務所
中播磨県民局	姫路港管理事務所
西播磨県民局	赤穂健康福祉事務所 龍野土木事務所
但馬県民局	朝来健康福祉事務所 但馬長寿の郷 朝来農林振興事務所 新温泉土木事務所 養父土木事務所 但馬空港管理事務所

第3款 総務室

(所掌事務)

第76条 総務室においては、次に掲げる事務（神戸県民局総務室にあつては、第1号から第13号まで及び第15号に掲げる事務）をつかさどる。

- (1) 地域における施策の企画、総合調整及び総合的推進に関すること。
- (2) 地域における事業の総合調整及び進行管理に関すること。
- (3) 地域開発に関すること。
- (4) 県民局各室又は事務所間の調整に関すること。
- (5) 地域内の地方機関の調整に関すること。
- (6) 広報、広聴及び県民相談に関すること。
- (7) 情報公開及び個人情報の開示等の調整に関すること。
- (8) 公有財産の管理に関すること（他の室又は事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 職員の身分取扱い、研修、福利厚生及び給与その他の事務に関すること。
- (10) 令達予算の執行及び収入に関すること。
- (11) 防災対策及び国民保護措置の推進並びに連絡調整に関すること。
- (12) 消防に関すること。
- (13) 入札及び入札参加者選定委員会に関すること（他の室又は事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 選挙に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、他の室又は事務所の所掌に属しない事務

(内部組織)

第77条 総務室に、総務防災課、財務課（但馬県民局にあつては、財務第1課及び財務第2課）及び地域企画課を設置する。

第4款 県民室

第1目 所掌事務等

(所掌事務)

第78条 県民室においては、次に掲げる事務（神戸県民局県民室にあつては、第1号から第18号まで及び第20号から第23号までに掲げる事務）をつかさどる。

- (1) 地域におけるこころ豊かな美しい兵庫をめざす県民運動に関する施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 地域における環境の保全と創造に関する施策の企画及び調整に関すること。
- (3) 少子・高齢化に関する施策の推進に関すること。
- (4) 青少年に関する施策の推進に関すること。
- (5) 県民ボランティア活動の促進に関すること。
- (6) 生涯学習の振興に関すること。
- (7) 地域防犯対策に関すること。
- (8) 交通安全対策に関すること。
- (9) 芸術及び文化の振興に関すること。
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進に関すること。
- (11) 家庭対策に関すること。
- (12) 自然公園の管理その他の自然環境の保全に関すること。

- (13) 地域における産業構造の高度化の推進に関すること。
 - (14) 地域における雇用施策の総合的推進に関すること。
 - (15) 中小企業の育成及び指導に関すること。
 - (16) 貸金業の規制等に関すること。
 - (17) 工場立地及び企業誘致に関すること。
 - (18) 商業及び鉱工業に関すること。
 - (19) 適正計量の推進に関すること。
 - (20) 観光振興に関すること。
 - (21) 労使関係の安定促進及び労働福祉の増進に関すること。
 - (22) 職業能力開発の促進に関すること。
 - (23) 火薬類及び猟銃等に係る規制に関すること。
 - (24) 廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関すること。
 - (25) 公害の防止及び苦情の処理に関すること。
- 2 前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる県民局の県民室においては、当該各号に定める事務をつかさどる。

- (1) 神戸県民局 次に掲げる事務
 - ア 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
 - ウ 介護保険に関すること。
 - エ ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。
 - オ 身体障害者福祉に関すること。
 - カ 知的障害者福祉に関すること。
 - キ 神戸生活創造センターに関すること。
- (2) 阪神南県民局及び阪神北県民局 地下水の工業用水としての使用に係る規制に関する事務
- (3) 東播磨県民局 次に掲げる事務
 - ア 第80条の6に規定する事務
 - イ 東播磨生活創造センターに関する事務
- (4) 中播磨県民局及び丹波県民局 第80条の6に規定する事務
- (5) 西播磨県民局及び淡路県民局 第80条の4及び第80条の6に規定する事務
- (6) 但馬県民局 第80条の2及び第80条の4に規定する事務
(内部組織)

第79条 県民室に、県民協働課、商工労政課及び環境課を置く。

2 神戸県民局県民室に、健康福祉第1課及び健康福祉第2課を置く。

3 次の表の左欄に掲げる県民局の県民室に、それぞれ同表の右欄に掲げる内部組織を置く。

県民局	内部組織
東播磨県民局	東播磨生活科学センター
中播磨県民局	姫路生活科学センター
西播磨県民局	西播磨文化会館 西播磨生活科学センター
但馬県民局	但馬文教府 但馬生活科学センター
丹波県民局	丹波生活科学センター
淡路県民局	淡路文化会館 淡路生活科学センター

第2目 但馬文教府

(位置及び所管区域)

第80条 但馬文教府の位置は、豊岡市とし、その所管区域は、豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡とする。

(所掌業務)

第80条の2 但馬文教府においては、兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例（昭和38年兵庫県条例

第100号) 第1条の規定により設置された県立但馬文教府に関する次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 文化的行事を開催すること。
- (2) 青少年、女性及び高齢者の教養を高め、活動を支援する講座を開設し、並びに講習会、講演会、展示会等を開催し、並びにこれらのために施設を県民の利用に供すること。
- (3) スポーツに関する行事等を開催し、及びこれらのために施設を県民の利用に供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県立但馬文教府の目的を達成するために必要なこと。

第3目 文化会館

(名称、位置及び所管区域)

第80条の3 文化会館の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
西播磨文化会館	たつの市	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
淡路文化会館	淡路市	洲本市 南あわじ市 淡路市

(所掌業務)

第80条の4 文化会館においては、兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第13号)第1条の規定により設置された県立文化会館に関する次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 文化的行事を開催すること。
- (2) 青少年、女性及び高齢者の教養を高め、活動を支援する講座を開設し、並びに講習会、講演会、展示会等を開催し、並びにこれらのために施設を県民の利用に供すること。
- (3) スポーツに関する行事等を開催し、及びこれらのために施設を県民の利用に供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県立文化会館の目的を達成するために必要なこと。

第4目 生活科学センター

(名称、位置及び所管区域)

第80条の5 生活科学センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
東播磨生活科学センター	加古川市	明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可郡 加古郡
姫路生活科学センター	姫路市	姫路市 神崎郡
西播磨生活科学センター	たつの市	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
但馬生活科学センター	豊岡市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
丹波生活科学センター	丹波市	篠山市 丹波市
淡路生活科学センター	淡路市	洲本市 南あわじ市 淡路市

(所掌業務)

第80条の6 生活科学センターにおいては、県民の科学的生活の推進並びに消費者の利益の擁護及び増進(以下「科学的生活の推進等」という。)に寄与するため、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 科学的生活の推進等のための情報の収集及び提供を行うこと。
- (2) 科学的生活の推進等のための講座を開設し、及び研究会、講習会、講演会等を開催すること。
- (3) 科学的生活の推進等に関する相談に応ずること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活科学センターの目的を達成するために必要なこと。

第5款 ハーバーランド庁舎経営室

第80条の7 ハーバーランド庁舎経営室においては、神戸ハーバーランド庁舎を使用する各機関の機能連携に係る総合調整に関する事務をつかさどる。

第6款 県税事務所

(位置、所管区域及び所掌事務)

第81条 次の表の左欄に掲げる県税事務所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
神戸県税事務所	神戸市中央区	神戸市
西宮県税事務所	西宮市	尼崎市 西宮市 芦屋市
伊丹県税事務所	伊丹市	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡
加古川県税事務所	加古川市	明石市 加古川市 高砂市 加古郡
加東県税事務所	加東市	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡
姫路県税事務所	姫路市	姫路市 神崎郡
龍野県税事務所	たつの市	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
豊岡県税事務所	豊岡市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
丹波県税事務所	丹波市	篠山市 丹波市
洲本県税事務所	洲本市	洲本市 南あわじ市 淡路市

第82条 前条の県税事務所においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 税務行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 税収確保対策の推進に関すること。
- (3) 県税徴収金の賦課、督促及び還付に関すること。
- (4) 県税徴収金の徴収及び滞納処分に関すること。
- (5) 徴収の嘱託に関すること。
- (6) 軽油引取税の免税証に関すること。
- (7) 納税証明に関すること。
- (8) 県税徴収金に係る不服申立てに関すること。
- (9) 納税貯蓄組合の育成指導に関すること。
- (10) 納税相談に関すること。

第82条の2 次の表の左欄に掲げる県税事務所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
西神戸県税事務所	神戸市長田区	神戸市のうち長田区、須磨区、垂水区及び西区

2 前項の県税事務所の所管区域における前条各号（第1号を除く。）に掲げる事務については、同条の規定にかかわらず、当該県税事務所がつかさどる。

第82条の3 第82条第3号及び第4号に掲げる事務のうち、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割に係る事務については、前3条の規定にかかわらず、神戸県税事務所がつかさどる。

(内部組織)

第83条 次の表の左欄に掲げる県税事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課及び室を置く。

県税事務所	課名及び室名
神戸県税事務所	調査課 管理課 収税第1課 収税第2課 法人課税課 外形標準課税調査課 個人課税課 不動産取得税第1課 不動産取得税第2課 間税課 軽油調査課 自動車税課 自動車税納税証明課 自動車取得税資料課 自動車取得税審査課 納税相談室

西神戸県税事務所	調査課 管理課 収税課 課税第1課 課税第2課 自動車税課 軽自動車取得税課 納税相談室
西宮県税事務所	調査課 管理課 収税第1課 収税第2課 法人課税課 個人課税課 不動産取得税第1課 不動産取得税第2課 間税課 自動車税課 納税相談室
伊丹県税事務所	調査課 管理課 収税課 課税第1課 課税第2課 自動車税課 納税相談室
加古川県税事務所	調査課 管理課 収税課 課税第1課 課税第2課 自動車税課 納税相談室
加東県税事務所	管理課 収税課 課税第1課 不動産取得税課 間税課 自動車税課 納税相談室
姫路県税事務所	調査課 管理課 収税課 課税第1課 課税第2課 自動車税課 自動車取得税資料課 自動車取得税審査・自動車税納税証明課 軽自動車取得税課 納税相談室
龍野県税事務所	管理課 収税課 課税第1課 不動産取得税課 間税課 納税相談室
豊岡県税事務所	管理課 収税課 課税第1課 課税第2課 納税相談室
丹波県税事務所	収税管理課 課税第1課 課税第2課 納税相談室
洲本県税事務所	収税管理課 課税第1課 課税第2課 納税相談室

第7款 健康福祉事務所

(位置、所管区域及び所掌事務)

第84条 次の表の左欄に掲げる健康福祉事務所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
芦屋健康福祉事務所	芦屋市	尼崎市 西宮市 芦屋市
宝塚健康福祉事務所	宝塚市	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡
加古川健康福祉事務所	加古川市	明石市 加古川市 高砂市 加古郡
加東健康福祉事務所	加東市	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡
中播磨健康福祉事務所	神崎郡福崎町	姫路市 神崎郡
龍野健康福祉事務所	たつの市	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
豊岡健康福祉事務所	豊岡市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
丹波健康福祉事務所	丹波市	篠山市 丹波市
洲本健康福祉事務所	洲本市	洲本市 南あわじ市 淡路市

第85条 前条に規定する健康福祉事務所においては、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、保健所の所掌に属する事務については、この限りでない。

- (1) 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- (3) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- (4) 栄養の改善及び食品衛生に関すること。
- (5) 生活衛生に関すること。
- (6) 医事及び薬事に関すること。
- (7) 保健師に関すること。
- (8) 公共医療事業の向上及び増進に関すること。

- (9) 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。
 - (10) 歯科保健に関すること。
 - (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
 - (12) 特定疾患等難病に関すること。
 - (13) 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。
 - (14) 衛生上の試験及び検査に関すること。
 - (15) 温泉に関すること。
 - (16) 社会福祉法人に関すること。
 - (17) 介護保険に関すること。
 - (18) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
 - (19) 老人福祉に関すること。
 - (20) 民生委員及び児童委員に関すること。
 - (21) 人権啓発事業に関すること。
 - (22) 社会福祉統計に関すること。
 - (23) 母子及び寡婦福祉に関すること。
 - (24) 配偶者からの暴力に関する相談等の連絡調整に関すること。
 - (25) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。
 - (26) 引揚者並びに旧軍人等及びその遺族に対する援護等の相談に関すること。
 - (27) 中国残留邦人等の生活支援給付等に関すること。
 - (28) 災害援護金の支給その他被災者の援護に関すること。
 - (29) 生活保護に関すること。
 - (30) ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。
 - (31) 児童福祉に関すること。
 - (32) 身体障害者福祉に関すること。
 - (33) 知的障害者福祉に関すること。
 - (34) 管内の健康及び福祉に係る事業の調整に関すること。
 - (35) 前各号に掲げるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進並びに社会福祉に関すること。
- 2 豊岡健康福祉事務所においては、前項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 狂犬病の予防に関すること。
 - (2) 動物の愛護及び管理に関すること。

第85条の2 次の表の左欄に掲げる健康福祉事務所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
伊丹健康福祉事務所	伊丹市	伊丹市 川西市 川辺郡
明石健康福祉事務所	明石市	明石市
赤穂健康福祉事務所	赤穂市	相生市 赤穂市 赤穂郡
朝来健康福祉事務所	朝来市	養父市 朝来市

2 前項の健康福祉事務所の所管区域における前条第1項第2号から第15号まで、第34号(福祉に係る事業の調整に関することを除く。)及び第35号(社会福祉に関することを除く。)に掲げる事務については、前条の規定にかかわらず、当該健康福祉事務所がつかさどる。ただし、保健所の所掌に属する事務については、この限りでない。

(内部組織)

第86条 次の表の左欄に掲げる健康福祉事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課及び室を置く。

健康福祉事務所	課名及び室名

芦屋健康福祉事務所	企画課 監査指導課 福祉課 地域保健課 食品薬務衛生課
宝塚健康福祉事務所	企画課 監査指導課 福祉課 健康管理課 地域保健課 食品薬務衛生課 検査室
伊丹健康福祉事務所	健康管理課 地域保健課 食品薬務衛生課
加古川健康福祉事務所	企画課 監査指導課 地域福祉課 生活福祉課 健康管理課 地域保健課 食品薬務衛生課 検査室
明石健康福祉事務所	健康管理課 地域保健課 食品薬務衛生課
加東健康福祉事務所	企画課 監査指導課 福祉課 健康管理課 地域保健課 食品薬務衛生課 検査室
中播磨健康福祉事務所	企画課 監査指導課 地域福祉課 生活福祉課 地域保健課 食品薬務衛生課
龍野健康福祉事務所	企画課 監査指導課 地域福祉課 生活福祉課 健康管理課 地域保健課 食品薬務衛生課 検査室
赤穂健康福祉事務所	地域保健課 食品薬務衛生課
豊岡健康福祉事務所	企画課 監査・福祉課 健康管理課 地域保健課 食品薬務衛生課 検査室
朝来健康福祉事務所	地域保健課 食品薬務衛生課
丹波健康福祉事務所	企画課 監査・福祉課 健康管理課 地域保健課 食品薬務衛生課 検査室
洲本健康福祉事務所	企画課 監査・福祉課 健康管理課 地域保健課 食品薬務衛生課 検査室

第87条 豊岡健康福祉事務所に、その所掌事務を分掌させるため、新温泉健康福祉事務所を置く。

- 2 新温泉健康福祉事務所の位置は、美方郡新温泉町とし、その所管区域は、同郡とする。
- 3 新温泉健康福祉事務所に、生活福祉課を置く。

第8款 但馬長寿の郷

(位置及び所管区域)

第87条の2 但馬長寿の郷の位置は、養父市とし、その所管区域は、豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡とする。

(所掌事務)

第87条の3 但馬長寿の郷においては、兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第12号）第1条の規定により設置された県立但馬長寿の郷に関する次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 但馬地域における保健、医療及び福祉の連携並びにこれらの分野に関する知識及び技術の普及向上（以下「保健、医療及び福祉の連携等」という。）に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。
 - (2) 但馬地域における保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。
 - (3) 保健、医療及び福祉の連携等を図るため、講習会、研修会、研究会等の事業を行うこと。
 - (4) 高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅、福祉用具等を展示し、及びこれらに関する相談に応ずること。
 - (5) 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等に関する行事を行うこと。
 - (6) 保健、医療及び福祉の連携等を図るための講習会、研修会、展示会等のために施設を県民の利用に供すること。
 - (7) 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等を促進するために施設を県民の利用に供すること。
 - (8) 保健、医療及び福祉の連携等並びに県民の多様な交流の促進に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
 - (9) 前号までに掲げるもののほか、県立但馬長寿の郷の目的を達成するために必要なこと。
- 2 但馬長寿の郷は、前項に規定する事務のほか、所管区域以外の区域において、次に掲げる事務を行うことができる。

- (1) 保健、医療及び福祉の連携等に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。
- (2) 保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。

(内部組織)

第87条の4 但馬長寿の郷に管理部を置き、管理部に企画管理課、事業課及び地域ケア課を置く。

第9款 農林振興事務所及び農林水産振興事務所

(位置、所管区域及び所掌事務)

第87条の5 次の表の左欄に掲げる農林振興事務所及び農林水産振興事務所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
神戸農林水産振興事務所	神戸市	神戸市
阪神農林振興事務所	三田市	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡
加古川農林水産振興事務所	加古川市	明石市 加古川市 高砂市 加古郡
加東農林振興事務所	加東市	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡
姫路農林水産振興事務所	姫路市	姫路市 神崎郡
光都農林水産振興事務所	赤穂郡上郡町	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
豊岡農林水産振興事務所	豊岡市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
丹波農林振興事務所	丹波市	篠山市 丹波市
洲本農林水産振興事務所	洲本市	洲本市 南あわじ市 淡路市

第87条の6 前条の農林振興事務所においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域における農林水産振興に係る総合的施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 農林関係事務所の業務の連絡調整に関すること。
- (3) 農業委員会、農業協同組合その他の農林業団体の指導及び監督に関すること。
- (4) 地域における農林水産関係団体等の広域指導に係る総合調整に関すること。
- (5) 農業振興地域の整備に必要な事務の処理に関すること。
- (6) 農地等の権利の移動及び利用関係の調整に関すること。
- (7) 米穀の出荷及び供給に必要な事務の処理に関すること。
- (8) 農林業金融に関すること。
- (9) 農産物、畜産物及び林産物の生産及び加工に関すること。
- (10) 農産物、畜産物、林産物及び水産物の流通及び消費に関すること。
- (11) 農業の経営構造対策及び林業の構造改善に資する事業に関すること。
- (12) 中山間地域等直接支払に関すること。
- (13) 小規模零細地域対策事業に関すること。
- (14) 蚕業振興に関すること。
- (15) ゴルフ場における農薬の安全使用に関すること。
- (16) 農薬販売者に対する指導及び監督に関すること。
- (17) 農林業に関する普及指導に関すること。
- (18) 肥料販売業務を行う者に対する指導及び監督に関すること。
- (19) 土地改良に関すること（加古川農林水産振興事務所にあつては、第87条の11第4項第1号に掲げる事務に限る。）。
- (20) 鳥獣の保護及び狩猟に関すること。
- (21) 環境緑化及び森林の保全に関すること。
- (22) 治山、林道及び造林に関すること（阪神農林振興事務所にあつては、造林に関することに限る。）。

- (23) 内水面漁業に関すること。
- (24) 前各号に掲げるもののほか、農林業の振興に関すること。
- 2 前条の農林水産振興事務所においては、前項各号に規定する事務のほか、次に掲げる事務（第2号から第11号までに掲げる事務にあつては、海面に関するものに限る。）をつかさどる。
 - (1) 漁港及び漁港区域に係る海岸に関する事務（光都農林水産振興事務所にあつては、たつの市の区域における工事に係るものを除く。）
 - (2) 水産業協同組合その他の漁業団体の指導及び監督に関すること。
 - (3) 漁業の許可及び取締りに関すること。
 - (4) 遊漁船業の適正化に関すること。
 - (5) 水産業金融に関すること。
 - (6) 水産物の生産及び加工に関すること。
 - (7) 海洋生物資源の保存及び管理に関すること。
 - (8) 沿岸漁場整備開発に関すること。
 - (9) 漁業の構造改善に資する事業に関すること。
 - (10) 水産業に関する普及指導に関すること。
 - (11) 第2号から前号までに掲げるもののほか、水産業の振興に関すること。
- 3 神戸農林水産振興事務所においては、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 第87条の12に規定する六甲治山事務所の所管区域における第1項第22号に掲げる事務
 - (2) 尼崎市、西宮市及び芦屋市の区域における前項第3号から第12号までに掲げる事務（海面に関するものに限る。）
- 4 加東農林振興事務所においては、第1項に規定する事務のほか、明石市、加古川市、高砂市及び加古郡における第87条の11第4項第2号から第10号までに掲げる事務をつかさどる。
- 5 光都農林水産振興事務所においては、第2項に規定する事務のほか、県営林道（姫路市、宍粟市、福崎町及び神河町を起点とするものに限る。）に係る県営林道事業及び当該林道事業に係る治山事業をつかさどる。
- 6 豊岡農林水産事務所においては、第2項に規定する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 但馬海区漁業調整委員会に関すること。
 - (2) 漁業権の免許及び登録に関すること。
 - (3) 漁業指導用無線に関すること。

第87条の7 次の表の左欄に掲げる農林振興事務所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
朝来農林振興事務所	朝来市	養父市 朝来市

- 2 前項の農林振興事務所の所管区域における前条第1項第2号から第22号までに掲げる事務については、同条の規定にかかわらず、当該農林振興事務所がつかさどる。
 - 3 前項に掲げるもののほか、次に掲げる事務については、第1項の当該農林振興事務所がつかさどる。
 - (1) 豊岡市及び美方郡の区域に係る治山に関する事務（地すべり等防止法に基づく林野の保全に関する事務に限る。）
 - (2) 県営林道（豊岡市、養父市、朝来市、香美町及び新温泉町を起点とするものに限る。）に係る県営林道事業及び当該林道事業に係る治山事業に関すること。
- (内部組織)

第87条の8 次の表の左欄に掲げる農林振興事務所及び農林水産振興事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

農林振興事務所等	課名
神戸農林水産振興事務所	管理課 農水産課 林業課
阪神農林振興事務所	管理課 農政振興課 農村整備課 林業課

加古川農林水産振興事務所	管理課 農政振興課 林業課 水産漁港課
加東農林振興事務所	管理課 農政振興課 森林林業課 治山課
姫路農林水産振興事務所	管理課 農政振興課 森林林業課 治山課 水産課 漁港課
光都農林水産振興事務所	管理課 農政振興第1課 農政振興第2課 森林林業第1課 森林林業第2課 治山課 水産漁港課
豊岡農林水産振興事務所	管理課 農政振興課 森林林業課 治山課
朝来農林振興事務所	管理課 農政振興課 森林林業課 治山課 山地地すべり対策課 林道建設第1課 林道建設第2課
丹波農林振興事務所	管理課 農政振興課 森林林業課 治山課
洲本農林水産振興事務所	管理課 農政振興第1課 農政振興第2課 森林林業課 治山課 水産課 漁港課

(但馬水産事務所)

第87条の9 豊岡農林水産振興事務所に、その所掌事務を分掌させるため、但馬水産事務所を置く。

2 但馬水産事務所の位置は、美方郡香美町とし、その所管区域は、豊岡市及び美方郡とする。

3 但馬水産事務所においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 第87条の6第2項第2号から第11号までに掲げる事務
- (2) 内水面漁業に関すること。
- (3) 但馬海区漁業調整委員会に関すること。
- (4) 漁業権の免許及び登録に関すること。
- (5) 漁業指導用無線に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、水産業の振興に関すること。

4 但馬水産事務所に、水産課及び漁港課を置く。

(普及指導センター)

第87条の10 農林振興事務所及び農林水産振興事務所に、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第12条第1項に規定する普及指導センターを置く。

2 普及指導センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

農林振興事務所又は農林水産振興事務所	名称	位置	所管区域
神戸農林水産振興事務所	神戸農業改良普及センター	神戸市	神戸市
阪神農林振興事務所	阪神農業改良普及センター	三田市	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡
加古川農林水産振興事務所	加古川農業改良普及センター	加古川市	明石市 加古川市 高砂市 加古郡
加東農林振興事務所	加西農業改良普及センター	加西市	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡
姫路農林水産振興事務所	姫路農業改良普及センター	姫路市	姫路市 神崎郡

光都農林水産振興事務所	光都農業改良普及センター	赤穂郡上郡町	相生市 赤穂市 赤穂郡 佐用郡
	龍野農業改良普及センター	たつの市	たつの市 宍粟市 揖保郡
豊岡農林水産振興事務所	豊岡農業改良普及センター	豊岡市	豊岡市
	新温泉農業改良普及センター	美方郡新温泉町	美方郡
朝来農林振興事務所	朝来農業改良普及センター	朝来市	養父市 朝来市
丹波農林振興事務所	丹波農業改良普及センター	丹波市	篠山市 丹波市
洲本農林水産振興事務所	南淡路農業改良普及センター	南あわじ市	洲本市 南あわじ市
	北淡路農業改良普及センター	淡路市	淡路市

3 普及指導センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 普及指導計画の総合調整に関すること。
- (2) 普及指導の事務の連絡調整に関すること。
- (3) 農業技術の普及指導に関すること。
- (4) 農業経営及び農村生活の改善に係る普及指導に関すること。
- (5) 農業研究団体の育成に関すること。
- (6) 農業改良資金に関すること。
- (7) 病虫害防除所との業務の連絡調整に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、普及指導に関すること。

4 次の表の左欄に掲げる普及指導センターに、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

普及指導センター	課名
神戸農業改良普及センター	地域課 経営課
阪神農業改良普及センター	地域課 経営課
加古川農業改良普及センター	地域課 経営課
加西農業改良普及センター	地域第1課 地域第2課 経営第1課 経営第2課
姫路農業改良普及センター	地域課 経営課
光都農業改良普及センター	地域課 経営課
龍野農業改良普及センター	地域課 経営課
豊岡農業改良普及センター	地域課 経営課
新温泉農業改良普及センター	地域課 経営課
朝来農業改良普及センター	地域課 経営課
丹波農業改良普及センター	地域第1課 地域第2課 経営課

南淡路農業改良普及センター	地域課 経営第1課 経営第2課
北淡路農業改良普及センター	地域課 経営課

(土地改良事務所)

第87条の11 農林振興事務所及び農林水産振興事務所に、土地改良事務所を置く。

2 土地改良事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

農林振興事務所又は農林水産振興事務所	名称	位置	所管区域
神戸農林水産振興事務所	神戸土地改良事務所	神戸市	神戸市
加東農林振興事務所	加古川流域土地改良事務所	三木市	明石市 加古川市 西脇市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 多可郡 加古郡
姫路農林水産振興事務所	姫路土地改良事務所	姫路市	姫路市 神崎郡
光都農林水産振興事務所	光都土地改良事務所	赤穂郡上郡町	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
豊岡農林水産振興事務所	豊岡土地改良事務所	豊岡市	豊岡市 美方郡
朝来農林振興事務所	朝来土地改良事務所	朝来市	養父市 朝来市
丹波農林振興事務所	篠山土地改良事務所	篠山市	篠山市 丹波市
洲本農林水産振興事務所	洲本土地改良事務所	洲本市	洲本市 南あわじ市 淡路市

3 1の土地改良事業が2以上の土地改良事務所の所管区域にわたる場合で、特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、当該事務の所管する土地改良事務所（阪神農林振興事務所を含む。）を別に定めることがある。

4 土地改良事務所においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域における農地整備に係る総合的施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 土地改良事業の施行に関すること。
- (3) 土地改良区の指導及び監督に関すること。
- (4) 農業基盤整備資金に関すること。
- (5) 未墾地の買収及び売渡しについての事務に関すること。
- (6) 災害復旧工事に関すること。
- (7) ため池の保全に関すること。
- (8) 農業水利についての調査に関すること。
- (9) 地籍調査に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、土地改良に関すること。

5 次の表の左欄に掲げる土地改良事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

土地改良事務所	課名
神戸土地改良事務所	農村計画課 整備課
加古川流域土地改良事務所	業務課 農村計画第1課 農村計画第2課 整備第1課 整備第2課
姫路土地改良事務所	農村計画課 整備課
光都土地改良事務所	農村計画課 整備課

豊岡土地改良事務所	農村計画課 整備課
朝来土地改良事務所	農村計画課 整備課
篠山土地改良事務所	業務課 農村計画課 整備課
洲本土地改良事務所	農村計画第1課 農村計画第2課 整備第1課 整備第2課

(六甲治山事務所)

第87条の12 神戸農林水産振興事務所に、その所掌事務を分掌させるため、六甲治山事務所を置く。

2 六甲治山事務所の位置は、神戸市中央区とし、その所管区域は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び川辺郡とする。

3 六甲治山事務所においては、治山及び林道に関する事務をつかさどる。

4 六甲治山事務所に、工務第1課及び工務第2課を置く。

第10款 土木事務所

(位置、所管区域及び所掌事務)

第87条の13 次の表の左欄に掲げる土木事務所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
神戸土木事務所	神戸市	神戸市
西宮土木事務所	西宮市	尼崎市 西宮市 芦屋市
宝塚土木事務所	宝塚市	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡
加古川土木事務所	加古川市	明石市 加古川市 高砂市 加古郡
加東土木事務所	加東市	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡
姫路土木事務所	姫路市	姫路市 神崎郡
光都土木事務所	赤穂郡上郡町	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
豊岡土木事務所	豊岡市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
丹波土木事務所	丹波市	篠山市 丹波市
洲本土木事務所	洲本市	洲本市 南あわじ市 淡路市

2 次条に掲げる事務が2以上の土木事務所の所管にわたる場合で、特別な事情があるときは、前項の規定にかかわらず、当該事務を所管する土木事務所を別に定めることがある。

第87条の14 前条の土木事務所においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域における県土整備に係る施策の企画、総合調整及び総合的推進に関すること。
- (2) 道路工事、河川工事その他の土木工事の執行に関すること。
- (3) 道路工事、河川工事その他の土木工事の執行に伴う用地の取得及び補償に関すること。
- (4) 道路、河川その他の土木施設の管理に関すること。
- (5) 都市計画事業に関すること。
- (6) 土地利用に関すること。
- (7) 水防及び土砂災害防止対策の推進に関すること。
- (8) 砂利及び岩石の採取に関すること。
- (9) 国費若しくは県費をもつて補助し、若しくは負担し、又は県の許認可等を受けて市町等が実施する事業の指導及び監督に関すること。
- (10) 受託事業の執行に関すること。
- (11) 地域におけるまちづくりの総合調整及び推進に関すること。
- (12) 建築に関すること。

- 2 西宮土木事務所においては、前項各号に掲げる事務のほか、武庫川流域下水道及び猪名川流域下水道に関する事務並びに宝塚市の区域における仁川の治水工事及び管理に関する事務をつかさどる。
- 3 宝塚土木事務所においては、第1項各号に掲げる事務のほか、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、三田市、篠山市及び丹波市の区域における武庫川水系の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する事務並びに西宮市の区域における武庫川（宝塚市長寿が丘759番5地先より上流の部分に限る。）の治水工事及び管理に関する事務をつかさどる。
- 4 宝塚土木事務所、光都土木事務所及び豊岡土木事務所においては、第1項各号に掲げる事務（豊岡土木事務所にあつては、養父市及び朝来市の区域に係るものを除く。）のほか、高速道路の建設促進及び総合調整に関する事務をつかさどる。
- 5 加古川土木事務所及び加東土木事務所においては、第1項各号に掲げる事務のほか、加古川流域下水道に関する事務をつかさどる。
- 6 姫路土木事務所においては、第1項各号に掲げる事務のほか、揖保川流域下水道に関する事務並びに養父市及び朝来市の区域における生野ダム（貯水池を含む。）の管理並びに粟鹿山無線中継局の管理に関する事務をつかさどる。

第87条の15 次の表の左欄に掲げる土木事務所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
龍野土木事務所	たつの市	たつの市 宍粟市 揖保郡
新温泉土木事務所	美方郡新温泉町	美方郡
養父土木事務所	養父市	養父市 朝来市

- 2 前項の土木事務所の所管区域における前条第1項各号（第1号を除く。）に掲げる事務については、同項の規定にかかわらず、当該土木事務所がつかさどる。ただし、龍野土木事務所の所管区域において姫路港管理事務所がつかさどるものとされる事務及びたつの市の区域における長谷ダム（貯水池を含む。）の管理に関する事務については、この限りでない。
- 3 龍野土木事務所においては、前項に規定する事務のほか、漁港及び漁港区域に係る海岸に関する事務（工事に限る。）をつかさどる。
- 4 養父土木事務所においては、第2項に規定する事務のほか、高速道路の建設促進及び総合調整に関する事務をつかさどる。

（内部組織）

第87条の16 次の表の左欄に掲げる土木事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

土木事務所	課名
神戸土木事務所	工事業務課 管理第1課 管理第2課 用地課 河川課 公園砂防課 まちづくり課 建設業課 宅建業課
西宮土木事務所	工事業務課 管理第1課 管理第2課 用地課 道路整備課 道路保全課 河川砂防課 流域下水道第1課 流域下水道第2課 まちづくり建築課 建設業課
宝塚土木事務所	工事業務課 管理第1課 管理第2課 用地第1課 用地第2課 道路整備課 道路保全第1課 道路保全第2課 新名神用地対策課 新名神関連道路整備課 まちづくり建築課 建設業課
加古川土木事務所	工事業務課 管理第1課 管理第2課 用地第1課 用地第2課 道路整備課 道路保全第1課 道路保全第2課 河川砂防課 流域下水道課 港湾課 まちづくり建築課 建設業課
加東土木事務所	工事業務課 管理第1課 管理第2課 用地第1課 用地第2課 道路整備課 道路保全第1課 道路保全第2課 河川砂防課 公園・下水道課 復興事業課 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課

姫路土木事務所	工事業務課 管理第1課 管理第2課 用地第1課 用地第2課 道路整備課 道路保全課 河川砂防課 流域下水道課 まちづくり建築課 建設業課
光都土木事務所	工事業務課 管理課 用地第1課 用地第2課 道路整備課 道路保全第1課 道路保全第2課 河川砂防第1課 河川砂防第2課 ダム課 港湾課 まちづく り建築第1課 まちづくり建築第2課
龍野土木事務所	工事業務課 管理課 用地第1課 用務第2課 道路整備課 道路保全課 河川 砂防課
豊岡土木事務所	工事業務課 管理課 用地第1課 用地第2課 道路整備課 道路保全課 河川 砂防課 まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課
新温泉土木事務所	工事業務課 管理課 用地第1課 用地第2課 道路整備課 道路保全課 河川 砂防課 余部道路課 浜坂道路課 設備課
養父土木事務所	工事業務課 管理課 用地第1課 用地第2課 道路整備課 道路保全課 河川 砂防課 ダム課
丹波土木事務所	工事業務課 管理課 用地第1課 用地第2課 道路整備課 道路保全第1課 道路保全第2課 河川砂防課 公園ダム課 まちづくり建築課
洲本土木事務所	工事業務課 管理第1課 管理第2課 用地第1課 用地第2課 道路整備課 道路保全課 河川砂防課 港湾第1課 港湾第2課 まちづくり課 建築課

- 2 西宮土木事務所に前項に規定する課のほか、西宮市の区域における鉄道高架事業を分掌させるため、鉄道高架対策室を置き、同室に用地対策課及び高架整備課を置く。
- 3 宝塚土木事務所に、第1項に規定する課のほか、武庫川水系の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定並びに宝塚市の区域における武庫川の治水工事及び西宮市の区域における武庫川(宝塚市長寿が丘759番5地先より上流の部分に限る。)の治水工事等を分掌させるため、河川対策室を置き、同室に計画課及び治水課を置く。
- 4 加古川土木事務所に、第1項に規定する課のほか、東播磨南北道路建設事業を分掌させるため、東播磨南北道路対策室を置き、同室に用地対策課、南部整備課及び北部整備課を置き、明石市の区域における鉄道高架事業を分掌させるため、明石鉄道高架対策室を置き、同室に用地対策課及び高架整備課を置く。
- 5 姫路土木事務所に、第1項に規定する課のほか、姫路市の区域における鉄道高架事業及び姫路駅周辺整備事業を分掌させるため、姫路駅周辺整備室を置き、同室に高架整備課及び街路課を置く。
- 6 洲本土木事務所に、第1項に規定する課のほか、災害復興事業等を分掌させるため、災害復興事業室を置き、同室に復興事業第1課及び復興事業第2課を置く。

第11款 尼崎港管理事務所

(位置及び所管区域)

第87条の17 尼崎港管理事務所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
尼崎港管理事務所	尼崎市	尼崎市 西宮市 芦屋市

(所掌事務)

第87条の18 尼崎港管理事務所においては、第87条の14の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 河川(武庫川については阪神電鉄鉄橋以南の部分、その他の尼崎市の区域に係る河川については国道2号以南の部分、西宮市及び芦屋市の区域に係る河川については国道43号以南の部分に限る。)、港湾、海岸及び公園に係る工事の執行に関する事。
- (2) 前号の工事に係る施設の管理に関する事。
- (3) 水防に関する事。
- (4) 砂利の採取に関する事。

(内部組織)

第87条の19 尼崎港管理事務所に、次の3課を置く。

- 業務管理課
- 港湾整備課
- 施設課

2 前項に規定する課のほか、尼崎21世紀の森に関する事務を分掌させるため、尼崎21世紀プロジェクト推進室を置き、同室に調整課及び整備課を置く。

第12款 姫路港管理事務所

(位置及び所管区域)

第87条の20 姫路港管理事務所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
姫路港管理事務所	姫路市	姫路市（平成18年3月26日における姫路市及び飾磨郡家島町の区域に限る。次条において同じ。） たつの市（平成17年9月30日における揖保郡御津町の区域に限る。次条において同じ。）

(所掌事務)

第87条の21 姫路港管理事務所においては、第87条の14の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第3号、第5号及び第7号に掲げる事務については、旧家島町の区域（平成18年3月26日における飾磨郡家島町の区域をいう。以下同じ。）に係るものに限る。

- (1) 姫路市の区域（旧家島町の区域を除く。）に係る河川（港湾区域と重複する区域に限る。以下この号において同じ。）、港湾及び海岸に係る工事及び旧家島町の区域に係る県土整備部の所掌する工事並びにたつの市の区域に係る河川に係る工事の執行に関する事。
- (2) 前号の工事に係る施設の管理に関する事。
- (3) 土地利用に関する事。
- (4) 水防及び土砂災害防止対策の推進に関する事。
- (5) 岩石の採取に関する事。
- (6) 砂利の採取に関する事。
- (7) 国費又は県費をもつて補助し、又は負担する市土木工事の指導及び監督に関する事。

(内部組織)

第87条の22 姫路港管理事務所に、次の3課を置く。

- 業務管理課
- 港湾整備第1課
- 港湾整備第2課

第13款 但馬空港管理事務所

(位置及び所管区域)

第87条の23 但馬空港管理事務所の位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
但馬空港管理事務所	豊岡市	豊岡市

(所掌事務)

第87条の24 但馬空港管理事務所においては、第87条の14の規定にかかわらず、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県立但馬飛行場の管理に関する事。
- (2) 県道但馬空港線の管理に関する事。
- (3) 県立但馬飛行場及び県道但馬空港線の周辺用地の管理に関する事。
- (4) 県立但馬飛行場、県道但馬空港線及びこれらの周辺用地に係る工事の執行に関する事。

(内部組織)

第87条の25 但馬空港管理事務所に、次の2課を置く。

- 管理課

施設課

第93条第2号中「県行政」を「首都圏における県政に関する情報の発信及び県行政」に改める。

第104条の4中「健康管理課」の右に「、健康指導室」を加える。

第105条の3の表に次のように加える。

緑環境景観マネジメント研究科	淡路市野島常盤
----------------	---------

第107条の表自然・環境科学研究所の項中「野島常盤」を「野島常盤」に改める。

第4章第9節第3款の款名中「及び総合教育センター」を「、総合教育センター及び教育開発センター」に改める。

第112条中「及び総合教育センター」を「、総合教育センター及び教育開発センター」に改める。

第114条第2号中「教育改革」を「教職課程教育」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条の次に次の1条を加える。

(教育開発センターの業務)

第114条の2 教育開発センターにおいては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 教育改革に関わる調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 入試制度の改革に関わる調査、研究及び企画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育開発センターの運営に関すること。

第115条の3の表播磨科学公園都市キャンパス事務部の項中「播磨科学公園都市キャンパス事務部」を「播磨光都キャンパス事務部」に改め、同表に次のように加える。

淡路キャンパス事務部	総務課 学務課
------------	---------

第117条第2号及び第117条の3第2項第4号中「社土木事務所」を「加東土木事務所」に改める。

第4章第14節を次のように改める。

第14節 県立健康生活科学研究所

(設置)

第127条 健康と生活に関する科学的かつ技術的な調査研究及び試験検査等を行うとともに、健康と生活についての県民からの相談、事業者に対する指導及び情報の発信を一体的に行うことにより、もって安全で安心な県民生活の実現に寄与するため、県立健康生活科学研究所を神戸市兵庫区荒田町2丁目に置く。

(所掌事務等)

第128条 県立健康生活科学研究所においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保健衛生上必要な調査研究、試験検査及び普及指導を行うこと。
- (2) 保健衛生に関する情報の収集、分析及び提供を行うこと。
- (3) 科学的生活の推進等のための商品及び役務に関する試験及び調査を行うこと。
- (4) 科学的生活の推進等に関する試験及び研究のために施設を県民の利用に供すること。
- (5) 生活科学センター等が行う消費者の利益の擁護及び増進のための相談業務等に係る支援及び連絡調整を行うこと。
- (6) 科学的生活の推進等のための情報の収集及び提供を行うこと。
- (7) 科学的生活の推進等のための講座を開設し、及び研究会、講習会、講演会等を開催すること。
- (8) 科学的生活の推進等に関する相談に応ずること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、県立健康生活科学研究所の目的を達成するために必要なこと。

2 前項第6号から第8号までに掲げる事務に係る県立健康生活科学研究所の所管区域は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び川辺郡とする。

(内部組織)

第128条の2 県立健康生活科学研究所に、健康科学研究センター及び生活科学総合センターを置く。

2 健康科学研究センター及び生活科学総合センターの位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置

健康科学研究センター	神戸市兵庫区荒田町2丁目
生活科学総合センター	神戸市中央区港島中町4丁目

3 健康科学研究センター及び生活科学総合センターに、それぞれ同表の右欄に掲げる部を置く。

名称	部名
健康科学研究センター	危機管理部 感染症部 健康科学部
生活科学総合センター	相談指導部 調査研修部

(健康科学研究センターの事務)

第128条の3 健康科学研究センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 調査研究、試験検査及び普及指導の企画調整に関すること。
- (2) 疫学的又は統計学的な調査及び研究に関すること。
- (3) 食品衛生検査施設の信頼性の確保に関すること。
- (4) 健康に係る情報の収集、提供及び技術的支援に関すること（生活科学総合センターの所掌に属するものを除く。）。
- (5) 健康に係る危機管理の総括と関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 庶務に関すること。
- (7) 感染症病原体及び食中毒病原体の試験及び研究に関すること。
- (8) 食品の病原体汚染についての試験及び研究に関すること。
- (9) 医薬品、医療機器等の無菌試験に関すること。
- (10) 細菌の薬剤耐性及び殺菌効力の試験及び研究に関すること。
- (11) 感染症情報センターの業務に関すること。
- (12) 製品検査に関すること。
- (13) 食品、添加物、容器包装等の理化学試験及び研究に関すること。
- (14) 医薬品、化粧品、医療機器、家庭用品等の理化学試験及び研究に関すること。
- (15) 居住環境中の化学物質又は衛生害虫及び生活環境中のアレルゲンによる健康被害の防止に係る試験及び研究に関すること。
- (16) 生活習慣に関連した疾病予防に係る試験及び研究に関すること。
- (17) 放射能汚染の試験及び研究に関すること。
- (18) 飲料水等の水質試験及び研究に関すること。
- (19) 温泉分析試験及び研究に関すること。
- (20) 健康福祉事務所その他の関係機関の技術指導及び検査技術者の研修に関すること。

(生活科学総合センターの事務)

第128条の4 生活科学総合センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 科学的生活の推進等のための情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 科学的生活の推進等のための相談に応ずること。
- (3) 科学的生活の推進等のための生活科学センター等が行う相談業務等に係る支援及び連絡調整に関すること。
- (4) 科学的生活の推進等のための事業者の指導に関すること。
- (5) 科学的生活の推進等のための試験及び調査に関すること。
- (6) 科学的生活の推進等のための講座の開設及び研究会等の開催に関すること。

第130条の表保健所の項中「保健所」を「加東保健所」に改め、同表和田山保健所の項中「和田山保健所」を「朝来保健所」に改め、同表柏原保健所の項中「柏原保健所」を「丹波保健所」に改める。

第131条の2及び第131条の3を次のように改める。

第131条の2及び第131条の3 削除

第131条の4の表西宮こども家庭センターの項中「伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 篠山市 丹波市 川辺郡」を削り、同項の次に次のように加える。

川西子ども家庭センター	川西市	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 篠山市 丹波市 川辺郡
-------------	-----	-----------------------------

第131条の6の表西宮子ども家庭センターの項の次に次のように加える。

川西子ども家庭センター	総務課 家庭支援課 育成支援課
-------------	-----------------

第131条の7を次のように改める。

第131条の7 削除

第136条の5の表中

「

2 特定動物の飼養又は保管に関する事務	県内全域（神戸市、姫路市及び西宮市を除く。）
3 ねこの引取りに関する事務、引き取った犬、収容した負傷動物等及び収容した飼い犬の処分の執行及び譲渡、動物取扱業に関する事務並びに実験動物の飼養又は保管に関する事務	県内全域（神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市を除く。）
4 抑留した犬の処分の執行	
5 犬の引取り、負傷動物等及び飼い犬の収容、飼い犬による事故発生時の措置、野犬の掃とう、飼い犬に係る措置命令並びに動物（特定動物、動物取扱業に係る動物及び実験動物を除く。）の飼養又は保管の状況等についての報告徴収、立入検査等に関する事務（動物の処分の執行及び譲渡を除く。）	明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 たつの市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 加西市 南あわじ市 淡路市 宍粟市 加東市 川辺郡 多可郡 加古郡 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
6 狂犬病の予防に関する事務（狂犬病発生報告の受理及び抑留した犬の処分の執行を除く。）	

を

「

2 特定動物の飼養又は保管に関する事務	県内全域（神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市を除く。）
3 ねこの引取りに関する事務、引き取った犬、収容した負傷動物等及び収容した飼い犬の処分の執行及び譲渡、動物取扱業に関する事務並びに実験動物の飼養又は保管に関する事務	
4 抑留した犬の処分の執行	
5 犬の引取り、負傷動物等及び飼い犬の収容、飼い犬による事故発生時の措置	県内全域（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、豊岡市、

<p>置、野犬の掃とう、飼い犬に係る措置命令並びに動物（特定動物、動物取扱業に係る動物及び実験動物を除く。）の飼養又は保管の状況等についての報告徴収、立入検査等に関する事務（動物の処分の執行及び譲渡を除く。）</p>	<p>養父市、朝来市及び美方郡を除く。）</p>
<p>6 狂犬病の予防に関する事務（狂犬病発生報告の受理及び抑留した犬の処分の執行を除く。）</p>	

に改める。

第213条の表県立神戸高等技術専門学院の項中「総務課」を「総務課 委託訓練課」に改める。

第227条第1項中「企画調整・産学官連携部、環境部、生物工学部、普及部、食品加工流通部」を「企画調整・経営支援部」に改め、同条第3項の表総務部の項中「庶務課」を「総務課」に改め、同表農業技術センターの項中「作物・経営機械部 園芸部 病害虫防除部」を「農産園芸部 環境・病害虫部」に改め、同表北部農業技術センターの項中「農業部」を「農業・加工流通部」に改め、同表森林林業技術センターの項及び水産技術センターの項中「普及部」を削る。

第231条の3の見出しを「（企画調整・経営支援部の業務）」に改め、同条中「企画調整・産学官連携部」を「企画調整・経営支援部」に改め、同条に次の3号を加える。

- (6) 農業技術、農業経営及び農村生活の改善に係る普及指導に関すること。
- (7) 農業に関する普及指導を行う職員の資質の向上に関すること。
- (8) 普及指導に必要な調査及び研究に関すること。

第231条の4から第231条の7までを削る。

第231条の8第1項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同条第2項中「作物・経営機械部」を「農産園芸部」に改め、同項に次の6号を加える。

- (10) 有用植物の遺伝資源の収集及び保存に関すること。
- (11) バイオテクノロジーの手法を用いた有用植物及び有用水産物の試験研究に関すること。
- (12) アイソトープの農業利用についての試験研究に関すること。
- (13) 野菜、花き及び果樹の品種改良及び栽培法についての試験研究に関すること。
- (14) 野菜、花き及び果樹の種苗の育成及び配布に関すること。
- (15) 薬草試験地に関すること。

第231条の8第3項を次のように改める。

3 環境・病害虫部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 農林水産環境についての総合的な試験研究に関すること。
- (2) 農作物の栄養生理についての試験研究及び肥料の分析に関すること。
- (3) 農業公害及び農作物の安全性についての試験研究に関すること。
- (4) 農業に係る土地基盤の整備及び農用地土壌についての試験研究に関すること。
- (5) 農作物に対する有害動植物及び農薬についての試験研究に関すること。
- (6) 農業気象の観測に関すること。

第231条の8第4項及び第5項を削り、同条を第231条の4とする。

第231条の9第1項中「おいては」の右に「、食品の加工及び流通に関する総合的な試験研究及び調査を行うほか」を加え、同条第2項中「農業部においては、」を「農業・加工流通部においては、食品加工技術及び流通利用技術についての試験研究に関する業務並びに」に改め、同条を第231条の5とし、第231条の10を第231条の6とし、第231条の11を第231条の7とする。

第231条の12第1項中「第5項」を「第4項」に改め、同条第2項に次の3号を加える。

- (8) 林業に関する技術及び知識の普及に関すること。
- (9) 林業に関する普及指導を行う職員の資質の向上に関すること。
- (10) 普及指導に必要な調査及び研究に関すること。

第231条の12中第4項を削り、第5項を第4項とし、同条を第231条の8とする。

第231条の13第1項中「第6項」を「第5項」に改め、同条第2項に次の5号を加える。

- (5) 水産業に関する技術及び知識の普及に関すること。
- (6) 水産業に関する普及指導を行う職員の資質の向上に関すること。
- (7) 普及指導に必要な調査及び研究に関すること。
- (8) 水産業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (9) 水産種苗の育成及び配布に関すること。

第231条の13中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条を第231条の9とする。

第231条の14を第231条の10とし、第231条の15中「病害虫防除部」を「環境・病害虫部」に改め、同条を第231条の11とする。

第4章第47節から第65節までを次のように改める。

第47節から第65節まで 削除

第240条から第306条まで 削除

第312条第1項の表社保健所の項を次のように改める。

加東保健所	加東健康福祉事務所
-------	-----------

第312条第1項の表福崎保健所の項中「福崎健康福祉事務所」を「中播磨健康福祉事務所」に改め、同表和田山保健所の項及び柏原保健所の項を次のように改める。

朝来保健所	朝来健康福祉事務所
丹波保健所	丹波健康福祉事務所

第312条第2項を削る。

第378条の表参事の項の次に次のように加える。

政策参事	企画県民部	上司の命を受け、政策企画及び県民生活施策の推進に関する特殊の事務を処理する。
ものづくり教育参事	産業労働部	上司の命を受け、ものづくり人材の育成及び教育に関する特殊の事務を処理する。

第378条の表福祉参事の項を次のように改める。

住宅参事	県土整備部	上司の命を受け、公営住宅に関する特殊の事務を処理する。
------	-------	-----------------------------

第378条の表公館長の項の次に次のように加える。

医監	健康福祉部	上司の命を受け、健康に関する特殊の事務を処理する。
----	-------	---------------------------

第378条の表監察医務官の項の次に次のように加える。

こども安全官	児童課	上司の命を受け、児童虐待及び配偶者からの暴力の防止等に関する施策の総合調整並びに児童相談所及び児童福祉施設（保育所を除く。）に係る指導及び連絡調整に関する事務を処理する。
食品安全官	生活衛生課	上司の命を受け、食の安全及び安心の確保に関する施策の総合的推進に関する事務を処理する。
家畜安全官	畜産課	上司の命を受け、家畜防疫及び畜産物の安全確保に関する施策の総合的推進に関する事務を処理する。
研究参事	環境政策課	上司の命を受け、環境の試験研究に関する特殊の事務を処理する。

第378条の表副隊長の項の次に次のように加える。

研究主幹	環境政策課	上司の命を受け、環境の試験研究に関する事務のうち、困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。
------	-------	--

第378条の表主任青少年指導専門員又は青少年指導専門員の項及び主任文化専門員又は文化専門員の項を削り、同表主任生活科学専門員又は生活科学専門員の項を次のように改める。

主任生涯学習専門員又は生涯学習専門員	企画県民部企画 画財政局総務課	上司の命を受け、生涯学習の支援に関する事務を処理する。
--------------------	--------------------	-----------------------------

第378条の表主任農地管理専門員又は農地管理専門員の項の次に次のように加える。

環境創造型農業専門員	農業改良課	上司の命を受け、環境創造型農業の推進に関する事務を処理する。
主任研究員又は研究員	環境政策課	上司の命を受け、環境の試験研究を行う。

第383条第4項の表を次のように改める。

職名	組織	職務
室長	室	県民局に置く室の室長にあつては、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督し、事務所に置く室の室長にあつては、上司の命を受け、室の事務を掌理する。
事務所長	事務所	上司の命を受け、事務所の所掌する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
但馬長寿の郷長	但馬長寿の郷	上司の命を受け、但馬長寿の郷の所掌する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
但馬文教府長	但馬文教府	上司の命を受け、但馬文教府の所掌する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
文化会館長	文化会館	上司の命を受け、文化会館の所掌する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
生活科学センター所長	生活科学センター	上司の命を受け、生活科学センターの所掌する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
所長	普及指導センター	上司の命を受け、普及指導センターの所掌する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
部長	但馬長寿の郷の部	上司の命を受け、但馬長寿の郷の部の所掌する事務を掌理する。
課長	課	上司の命を受け、課の事務を掌理する。

第383条第5項から第10項までを削る。

第384条の表参事の項を次のように改める。

参事	県民局、室又は事務所	上司の命を受け、特殊の事務を処理する。
----	------------	---------------------

第384条の表人事管理員の項中「部」を「室」に改め、同表中

副参事	部	中欄に掲げる組織の長の職務を補佐し、当該組織の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督するとともに、組織の長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
副所長	事務所又は神戸生活創造センター	
副館長	但馬文教府、西播磨文化会館又は淡路文化会館	但馬文教府又は西播磨文化会館の長の職務を補佐し、これらの組織の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督するとともに、これらの組織の長に事故があるとき、若しくは欠けたときは、その職務を代理し、又は上司の命を受け、淡路文化会館の所掌する事務のうち担任事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

を

副室長	室	中欄に掲げる組織の長の職務を補佐し、当該組織の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督するとともに、組織の長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
副所長	事務所	
副館長	但馬文教府、西播磨文化会館又は淡路文化会館	

に改め、同表館長補佐の項を削り、同表主幹の項中「部、神戸生活創造センター、但馬長寿の郷」を「室」に改め、同表防災対策専門員の項から主任青少年指導専門員又は青少年指導専門員の項までを次のように改める。

主任防災専門員又は防災専門員	総務室総務防災課	上司の命を受け、防災に関する事務その他の担任事務を処理する。
主任ビジョン専門員又はビジョン専門員	総務室地域企画課	上司の命を受け、地域ビジョンに関する事務その他の担任事務を処理する。
水辺地域づくり専門員	総務室地域企画課	上司の命を受け、水辺の地域づくりに関する事務その他の担任事務を処理する。
主任県民運動専門員又は県民運動専門員	県民室県民協働課	上司の命を受け、県民運動に関する事務その他の担任事務を処理する。
主任青少年指導員又は青少年指導員	県民室県民協働課	上司の命を受け、青少年の指導、保護及び育成に関する事務その他の担任事務を処理する。

第384条の表主任文化専門員又は文化専門員の項及び主任生活科学専門員又は生活科学専門員の項中「企画県民部、県民生活部」を「県民室」に改め、同表主任生活創造活動専門員又は生活創造活動専門員の項中「神戸生活創造センター、」を削り、同項の次に次のように加える。

主任徴収専門員又は徴収専門員	県税事務所	上司の命を受け、県税に係る徴収に関する事務その他の担任事務を処理する。
----------------	-------	-------------------------------------

主任課税調査専門員又は課税調査専門員	県税事務所	上司の命を受け、県税に係る課税調査に関する事務その他の担当事務を処理する。
主任軽油調査専門員又は軽油調査専門員	県税事務所	上司の命を受け、軽油引取税に係る軽油調査に関する事務その他の担当事務を処理する。
主任健康管理専門員又は健康管理専門員	健康福祉事務所健康管理課	上司の命を受け、健康管理に関する事務その他の担当事務を処理する。
主任栄養指導専門員又は栄養指導専門員	健康福祉事務所健康管理課	上司の命を受け、栄養指導に関する事務その他の担当事務を処理する。
主任地域保健専門員又は地域保健専門員	健康福祉事務所地域保健課	上司の命を受け、地域の保健に係る事務その他の担当事務を処理する。
主任食品安全専門官又は食品安全専門官	健康福祉事務所食品薬務衛生課	上司の命を受け、食品の安全に関する事務その他の担当事務を処理する。

第384条の表保健師長の項を削り、同表普及主査の項中「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に改める。

第386条第1項中「、県立生活科学総合センター」及び「、県立健康環境科学研究センター」を削り、「西宮こども家庭センター」の右に「、川西こども家庭センター」を加え、同条第3項の表保健事務所長の項及び分室長の項を削り、同表室長の項の次に次のように加える。

センター長	県立健康生活科学研究所の健康科学研究センター又は生活科学総合センター	上司の命を受け、健康科学研究センター又は生活科学総合センターの業務を掌理する。
-------	------------------------------------	---

第387条第1項の表中

副館長	兵庫陶芸美術館、職員会館又は県立こどもの館
次長	兵庫県民総合相談センター、県立生活科学総合センター、東京事務所、自治研修所、県立健康環境科学研究センター、県立精神保健福祉センター、県立工業技術センター、県立工業技術センターの総務部、県立農林水産技術総合センター、森林動物研究センター又は県立淡路景観園芸学校の総務部
副校長	広域防災センターの消防学校又は兵庫障害者職業能力開発校

副園長	県立明石学園	
副学院長	県立総合衛生学院、県立高等技術専門学院又は県立障害者高等技術専門学院	
副大学校長	県立但馬技術大学校	

を「

副館長	兵庫陶芸美術館、職員会館又は県立こどもの館 ^{わかた}	
副研究所長	県立健康生活科学研究所	
次長	兵庫県民総合相談センター、東京事務所、自治研修所、県立精神保健福祉センター、県立工業技術センター、県立工業技術センターの総務部、県立農林水産技術総合センター、県立農林水産技術総合センターの農業技術センターの部、森林動物研究センター又は県立淡路景観園芸学校の総務部	兵庫県民総合相談センター、東京事務所、自治研修所、県立精神保健福祉センター、県立工業技術センターの総務部、県立農林水産技術総合センターの農業技術センターの部、森林動物研究センター又は県立淡路景観園芸学校の総務部の次長にあつては、中欄に掲げる組織の長の職務を補佐し、当該組織の所掌する事務を整理し、又は所属の職員の担任する事務を監督し、県立工業技術センター及び県立農林水産技術総合センターの次長にあつては、上司の命を受け、担当事務を掌理する。
副校長	広域防災センターの消防学校又は兵庫障害者職業能力開発校	中欄に掲げる組織の長の職務を補佐し、当該組織の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督する。
副園長	県立明石学園	
副学院長	県立総合衛生学院、県立高等技術専門学院又は県立障害者高等技術専門学院	
副大学校長	県立但馬技術大学校	
副センター長	県立健康生活科学研究所の健康科学研究センター又は生活科学総合センター	

に改め、同表部長の項を削り、同表研究主幹の項中「県立健康環境科学研究センター」を「県立健康生活科学研究所の健康科学研究センター」に改め、同表主任生活科学専門員又は生活科学専門員の項中「県立生活科学総合センター」を「県立健康生活科学研究所の生活科学総合センター」に改め、同表主任研究員又は研究員の項中「県立健康環境科学研究センター」を「県立健康生活科学研究所の健康科学研究センター」に改める。

第392条の表応用情報科学研究科長の項の次に次のように加える。

緑環境景観マネジメント研究科長	緑環境景観マネジメント研究科	学長の命を受け、緑環境景観マネジメント研究科の業務を掌理する。
-----------------	----------------	---------------------------------

第392条の表総合教育センター長の項の次に次のように加える。

教育開発センター長	教育開発センター	学長の命を受け、教育開発センターの業務を掌理する。
-----------	----------	---------------------------

第393条の表副センター長の項中「又は総合教育センター」を「、総合教育センター又は教育開発センター」に、「又は総合教育センター長」を「、総合教育センター長又は教育開発センター長」に改め、同表主任産学連携専門員又は産学連携専門員の項の次に次のように加える。

緑環境景観専門員	緑環境景観マネジメント研究科	上司の命を受け、緑環境景観マネジメントに関する事務を処理する。
----------	----------------	---------------------------------

第396条第1項中「応用情報科学研究科長」の右に「、緑環境景観マネジメント研究科長」を、「総合教育センター長」の右に「、教育開発センター長」を加える。

附則第2条の表障害福祉局の項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同項の次に次のように加える。

生活消費局	平成24年3月31日
-------	------------

附則第3条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項の表総務課及び産業政策課の項を削り、同表企画少子局の項中「企画少子局」を「社会福祉局」に改め、同表産業政策局の項を削り、同表能力開発課の項中「平成21年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項の表こども安全官の項から家畜安全官の項までを削り、同項を同条第3項とする。

附則第4条第1項中「知事室、政策室及び県民文化局（以下「知事室等」という。）に係る事務で別に定めるもの並びに」及び「知事室等及び」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（職員の日額旅費に関する規則の一部改正）
- 2 職員の日額旅費に関する規則（昭和35年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「企画調整部若しくは企画県民部」を「総務室」に、「神戸市内、尼崎県税事務所、加古川県税事務所、上郡県税事務所又は豊岡県税事務所に勤務する職員にあつては」を削り、「第80条に規定する所管区域（同規則第81条の2第1項の表及び第81条の3第1項の表に掲げる所管区域を除く。）内」を「第82条の2の表に掲げる所管区域を除く。」に改め、同条第2号の2中「県民生活部又は企画県民部」を「県民室」に改め、同条第14号中「農林水産振興事務所又は但馬水産事務所」を「農林水産振興事務所、但馬水産事務所又は六甲治山事務所」に改め、同条第15号の2及び第15号の3を削り、同条第16号中「又は県民局県土整備部」を「、土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所」に改め、同条第17号中「県民局県土整備部」を「土木事務所」に改める。
（民有林林道事業補助金交付規則の一部改正）
- 3 民有林林道事業補助金交付規則（昭和36年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。
第22条第2項中「又は六甲治山事務所長」を削る。
（庁舎管理規則の一部改正）
- 4 庁舎管理規則（昭和37年兵庫県規則第26号）の一部を次のように改正する。
第3条の2第2項及び第3条の3第1項第3号中「地方機関の部」を「地方機関の室」に改める。
別表第2明石庁舎の項、福崎庁舎の項、佐用庁舎の項及び山崎庁舎の項を削る。
（農林水産業災害復旧事業補助金交付規則の一部改正）
- 5 農林水産業災害復旧事業補助金交付規則（昭和39年兵庫県規則第12号）の一部を次のように改正する。
第26条中「又は六甲治山事務所長」を削る。
（文書管理規則の一部改正）
- 6 文書管理規則（平成12年兵庫県規則第55号）の一部を次のように改正する。
第2条第5号アからウまでを次のように改める。
ア 総務室、県民室及びハーバーランド庁舎経営室
イ 事務所（行政組織規則第75条第3項及び第4項に規定する事務所をいう。）

ウ 但馬文教府、文化会館、生活科学センター、新温泉健康福祉事務所、但馬水産事務所、普及指導センター、土地改良事務所及び六甲治山事務所

(兵庫県特別職報酬等審議会規則の一部改正)

- 7 兵庫県特別職報酬等審議会規則（昭和43年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。
第2条中「報酬」を「議員報酬」に改める。